

中世後期ケルン空間の中心地システムの確立：小都市ジークブルクの市場機能からみた

田北，廣道

<https://doi.org/10.15017/4493083>

出版情報：経済学研究. 59 (3/4), pp.257-294, 1994-03-10. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：



中世後期ケルン空間の中心地システムの確立

——小都市ジークブルクの市場機能からみた——

田 北 廣 道

目 次

はじめに——課題と方法

I. 中世盛期の都市形成史——下ライン諸都市の年市システム。

II. 中世後期の市場と市場領域——「中位中心地」の地位確立。

III. 中世後期のジークブルクの市場機能——中心地システムの確立。

むすび

文献目録・図表

はじめに：課題と方法

西欧中世経済史の分野にあって市場史研究は、初期～後期を通じて活発な展開を見せている。いや、考古学・民族学・人類学の分野で、「世界システム」をも意識して近年活性化してきた、広域的な経済・政治・文化的相互交流の研究、あるいは経済学の分野で、市場の自動調整を前提にし、均衡論を軸に組み立てられた新古典派への様々な鋭い批判も考慮に入れるとき、市場史・市場経済は、古代から現代まで貫通する中心課題の一つと表現しても過言ではない(Chase-Dunn [43]：塩沢 [61])。

ところで、中世の市場史を扱った最近の業績は、対象時代に応じて力点の置きどころを異にするが、幾つかの共通の特徴を読み取れる⁽¹⁾。第

一に、これまでの狭義の商業史・都市史の枠を越えて、各時代の社会経済・政治構造のなかに市場現象を的確に位置づける手法が定着してきた。一例を挙げれば、都市の前史・初期史の観点到に囚われず、領主制的な商品・貨幣流通の凝集点、領域国家形成のための経済・政治的手段の文脈で、あるいは宗教生活と交易の交差する場所、として考察するといった具合である。第二に、初期～後期に通底する特徴として、遠隔地商業と在地商業の複雑な絡み合いの摘出がある。それは、西欧経済発展の推進力をめぐる従来の択一論に反省を迫ると同時に、新たな方法・理論装置に目を向けさせる契機ともなった。第三に、実証研究の急旋回によって史料基盤の拡充と史料批判の厳密化の与えた意義も、看過

(1) 最近のドイツ学界の代表的業績に、Flink/Jansen [45] と Steinmeyer [54] がある。今日なお大市・市場史研究の出発点に捉えるべき古典的論考として、Ammann [41] と Schöller [53] を挙げねばならない。その後、中心地理論の体系的適用による市場・手工業双方に跨がる優れた業績が輩出したが、この場では、Irsigler [22] [23]、Kiessling [51] を挙げるに留め、詳細は田北 [72] を参照願いたい。ベルギー・フランス学界の最新の成果の摂取のもと、厳密な史料批判に裏打ちされた国際形水準の論文が、わが国でも多数発表されている。この文脈では、森本 [65]、佐藤 [60]、丹下 [63]、山田 [67] [68] を挙げねばならない。それ以外にも、それぞれ市場史に斬新な観点から接近した業績として、大黒 [57]、岡村 [58]、加藤 [59]、田中 [62]、藤田 [64]、田北 [70] [71] がある。また、都市・農村の接点をなす市場史をめぐる最近の研究動向については、森本 [66] を参照願いたい。

してはならない。所領明細帳・寄進文書・国王特権・流通税表・聖人伝のような多様な文書・記述史料に加え、古銭学・考古学の成果も広く利用される。また、史料作成の年代的な成層性の解明から、流通構造の時代的变化を辿る動態分析も可能となった。第四に、上記の第二点とも関連して、研究成果の総合化のための方法として、70年代以降の都市史を彩る、「中心地」理論の体系的適用を見逃せない。各時代の社会構造の変化も睨んだ機能的接近を通じて、「都市不在」の時代と理解されてきた中世初期の多様な都市的現象の検出を始め、市場構造に投影された時代相の追究に道も切り開いてきた。

本稿も、小都市ジークブルクの市場機能の変化を通して、中世盛期～後期ケルン空間における中心地システム編成替えの過程を追跡する限り、上記の新たな潮流の一角を占める。特に、研究方法の点で、H. アムマンが先鞭ををつけ、その後 P. シェラー、F. イルジグラー、R. キースリンクらが中心地理論を駆使して練り上げた、市場・手工業的な中心地システムモデルから啓発を受けている (Ammann [41] [42] : Schöller [53] : Irsigler [28] : Kiessling [52] : 田北 [74])。また、この作業は、中世後期ケルン周辺の中小都市の担う市場機能に注目し、この地方の商品・貨幣流通のメカニズムの解明を目指す研究計画の一環をなすが (田北 [70] [71])、同時に次の狙いを併せもつことを明記しておきたい。

第一に、中心地理論あるいはシステム論に代表される機能的接近は、過去5000年間単一の世界システムを想定する A. G. フランクの立場は極端だとしても (Frank [46])、ともすれば商業機能の連続性を強調する傾向をもつ。本稿では、そのような市場機能の連続のなか、市場を支え

る制度的条件の変化に投影される、質的転換の節目を追究する。

第二に、中世後期下ライン都市の経済局面について、「停滞」説と「構造転換」説の鋭い対立がある。ケルン経済をめぐる W. シェーンフェルダーと F. イルジグラーの論争が、代表例だが (Schönfelder [36] : Irsigler [22])、本論では、個々の都市でなく、中心地システム全体の動きと、システム内で都市の担う経済機能の変化の観点から接近する。

第三に、中心地理論による空間機能と都市の社会構造との橋渡しのために、中心地システムの編成替えが都市手工業者に与えた衝撃を検討する。この点で、別稿で扱った「支配とツンフト」に繋がる課題、つまり手工業者の政治的力量上昇の前提となる経済基盤強化の問題を考察する (田北 [80])。

最後に、本稿で使用する中心地概念に簡単に触れておきたい。とりわけ、ドイツの代表的な歴史地理学者である K. フェーンの提示する、比較的厳密な概念に従っているからである (Fehn [44], 10)。フェーンによれば、ある定住に具わる機能は、次の4種類に区別できる。まず、中心地理論の提唱者、W. クリスターラーの主張する中心地機能、すなわち特定定住の住民からの需要を越える財貨・サービスの供給能力をもち、その余剰を遠隔地でなく周辺地に供給する、従って緊密な交互関係によって結ばれた周辺地形成的な機能で、歴史研究では史料的な制約もあって、通常、経済、政治・行政 (領主制) および宗教・文化の3側面が取り上げられている。次に、鉱産物資源・軍事上の要害地のように、自然条件に強く規定された特異機能。さらに、遠隔地商業と原料・製品を域外市場に依拠する輸出向手工業のように、周辺地形成的

というよりは、むしろ広域的な点・線状の関係を表現する拡散機能。最後に、レーエン制に代表される、緊密な人的紐帯に裏打ちされた対人機能。

本論では、次の3点を留保して、フェーンの概念を基本的に踏襲する。特定の地域を自己完結的な閉じた空間とではなく、上位中心地を経由して域外世界に開かれた、従って地域内外の諸力が重層的に作用する空間と捉えること。次に、遠隔地商業・域外市場向け手工業の中心性形成の促進的作用を強調するイルジーグラウ説を踏襲して(Irsigler [23])、広域的なネットワーク論と地域的なシステム論との連結を図ること(Hohenberg/Lees [47], 47-73)。地理的・空間的次元と社会構造の橋渡しに際して、問屋主や商人といった特定の「中心的階層」でなく、できるだけ広範な階層、特に生産者にまで裾野を広げて接近すること。なお、本稿の背景となる学説には、この市場史以外にも、近年様々な角度から通説の再検討が進められている、小都市研究・中世後期の「危機論」・ツンフト史があることを付言しておきた(田北 [73] [81])。

I. 中世盛期の都市形成史

——下ライン諸都市の年市システム

中世ジークブルクの経済・政治史の詳細については、別稿を参照いただき(田北 [80])、この場では、市場機能に直接関わる概観に留める(典拠も含めて、表-1を参照)。

都市の起源は、1064年ケルン大司教がプファルツ伯戦の勝利後、ミハエル山頂の城砦跡にベネディクト派修道院を創建したことに端を発する。その後、ミハエル山麓の教区教会、聖セルバティウス教会を核として都市形成が進行する。1182年には史料に囲壁建設を窺わせる

oppidumの語と、裁判・市政の要に位置する参審人が早くも登場して、法制的・地誌的に都市的体裁を整えてくる。E. エネンは、およそ120年間で「完全都市」に成長したジークブルクを、この地方で最も短期間に都市形成を達成した例に数える(Ennen [14], 14)。K. フリンクは、その都市形成史を多様な中心地機能の集中に注目して、修道院市場(1064-1140)→商業地(1140-1182)→完全都市(1182-)の3段階で捉える(Flink [15], 179-81)。

第一段階の発展の基礎は、修道院創設時の広大な所領獲得にある。E. ヴィスプリングホーフに従えば、その所領は、比較的後期の創立にもかかわらず、土地所有の大規模性と広範囲への分散とから特徴づけられる(Wisplinghoff [39], 78)。1074年の修道院創設文書と1121年ケルン大司教の文書から再現できる限りの所領分布を表示したのが、地図-1である。台帳系史料の欠如から、所領経営の詳細は残念ながら不明だが、経営拠点の修道院を中心に、早くから市場取引が発達した。1069年にはケルン大司教アンノの要請のもと、国王ハインリヒ4世から市場開設・流通税徴収・造幣特権が、発給されている。また1071年には、市場訪問者の安全確保のため修道院周辺にバン領域の設定と、修道院長による罰金徴収権とを認めた、国王特権が発給され、この時期の市場取引の活性化を窺わせている。その間、ケルン大司教アンノは、ジークブルクにおける荘園経営の拠点、ヴィラ=アントレファの定住近辺への移動やケルン手工業者の移住策を通じて、都市的機能の拡充を積極的に推進した。市場取引の活性化に伴う貨幣需要増に応えるかのように、11世紀末にユダヤ人の定住が、そして1135年からは造幣活動も確認される。

それと並んで宗教的要因も、都市的機能の拡大に貢献した。下ライン地方におけるベネディクト派の修道院改革の拠点として、ケルンの聖パンタレオンと聖マルティン、ケルン近郊のブラウワイラー、ベルギシュ＝グラーヴバッハ、ドイツ、あるいはユトレヒトの聖パウルの各修道院に直接影響を与えただけではなく、フレイトルフ、グラーフシャフト（ヴェストファーレン）、ジンスハイム（シェパイエル近郊）、イーブルク（オスナブリュク）、ザールフェルト（チューリングゲン）を始め遠隔地にも修道士を派遣して、改革運動を推進した（Wisplinghoff [40], 22-3）。それに対応して修道院も急成長する。1075年に40名だった修道士数は、1105年に70～80名に、1121年には120名にも達しており、また1125年に確認できる分院も8ヶ所を数えている。それに、巡礼地としての吸引力が加わる。1075年に没したケルン大司教アンノは、彼の遺言通りジークブルクの修道院内に埋葬されたが、その墓地は、12世紀半ば下ライン地方でも最大級の巡礼地になったといわれる。

このような修道院市場から遠隔地商業の接合する商業地への発展は、1140年頃には鮮明な姿をとってくる。1125年ケルン大司教フリードリヒがジークブルク商人に付与した、ケルンにおける流通税免除特権は、ケルン市場経由の広範な能動的商業活動への対応と見なせる。事実、12世紀半ば中部・上部ライン地方でジークブルク商人のブドウ酒取引が確認されている。同時に、ジークブルクの地域市場としての地位も強化された。1174年皇帝フリードリヒ1世は、既述の国王ハインリヒによる市場・流通税・造幣特権とバン領域設定特権を追認し、併せて周辺2マイル以内の年市新設を禁止して、ジークブルク市場の保護・育成を図る。フリンクは、そ

のような活発な商業活動の基礎に、手工業生産＝製陶業の発展を見て取る。しかし、考古学的出土品の年代決定をめぐることは、現在のところ1150年説と1250年説が鋭く対立して、まだ争論の余地がある（Herborn [16], 127-8）。

ところで、1180年代までと対照的に、「完全都市」成立後の1世紀について都市史関係の伝来史料数は激減する。1285年修道院長・参事人・市参事会によるケルン市民への安全護送特権の付与と、1286年ケルン市民への債務支払に羊毛が当てられた事実とが、わずかにケルンとの密接な経済関係を窺わせるに過ぎない。そして、折しも13世紀後半～14世紀初頭は、ベネディクト派修道院全体の深刻な経済的危機の時期に当たり、この点ジークブルクも例外ではなかった。従って、修道院経営の危機に起因する、都市経済停滞の兆候を読み取ることも可能だが、E. エネンは、この時期ケルン経済の飛躍的拡大と関連づけて説明する。すなわち、12世紀末ケルンを頂点とする市場・手工業的な中心地システムの形成につれ、周辺小都市の遠隔地商業機能は吸収されて、地域的な中心地へと編成替えされたというのだ（Ennen [12] 184-8, [13] 72-3）。最近の業績から補足しながら、エネン説の概要を紹介していこう。

12世紀半ば以降ケルン経済は、めざましい発展を遂げる。まず、人口成長は急で、既に1180年第二次囲壁拡大を余儀なくし、同時に住民数3万のケルンをドイツ最大の中世都市の地位にまで押し上げた。それと歩調を合せて、商工業も急旋回する。1149年に敷布工、そして1180年には轆轤師のツunftが史料上で確認され、13世紀初頭に最大の輸出産業の担い手である毛織物工と羅紗商の両ツunftも加わる。絹工業・金銀細工業の顕著な成長が始まるのも、この時

期のことである。これら活発な輸出産業に支えられて商業関係は、イングランド、スカンディナヴィア、低地地方、マース流域からアルザル、ライン中流・上流域、モーゼル上流域、上部ドイツと、北西ヨーロッパ全域に射程を伸ばしてくる。ここに、都市の経済類型として「輸出向手工業・遠隔地商業都市」の輪郭が、鮮明に形成されてくる。

この経済的發展はケルンに留まらず、下ライン諸都市全体を巻き込む。その端的な表現が、下ライン4都市の年市システムの形成である。これまで研究史上シャンパーニュ、フランドルおよび東部イングランドの大都市の陰に隠れ、ほとんど注目もされなかったが、近年ようやく見直しが始まった (Irsigler [29])。1173年皇帝フリードリヒ1世によるアーヘンとデュイスブルクの年市開設特権の付与を通じて、1200年頃にはケルンとユトレヒトを併せた4都市の年市システムが確立する (Irsigler [29], 78の図-4を参照)。ほぼ1年を通して順次開催される、この年市システムは、遠隔地商業の結節点をなしていただけではない。地域的な商業拠点としてボン、エッセン、ジークブルク、ノイスなど一群の小都市の年市を加え、「ケルンを上位中心地に押し上げつつ」有機的な市場機能の分担に基づく中心地システムを形成した (Ennen [12], 186-8)。『ジークブルク奇蹟伝』に含まれる1184年の一節が、多少の誇張はあれ、この時期のジークブルク年市の賑わいを伝えている。

「キリスト昇天の祝日 (5月10日) にジークブルクで開かれる年市は、多くの訪問者を引きつける。数多くの人々が、あらゆる方向から取引のために来訪する。集う人々の数が多ければ多いほど、盗みの機会も増すことは、広く知られている。その日に次のような事件が発生した。

人ごみに紛れて一人の泥棒が、たぐい稀なる巧妙さをもって、住民の一人から大きな毛織物の反物を盗みとった。その直後に男が被害に気がついたとき、彼の妻はあわてふためきつつ、聖なる司教アンノの御名を唱え、助力を乞い願い、そして聖なる司教アンノの力添えのおかげで盗まれた織物が無事手元に戻ったときには、その織物と同じ長さだけの蠟燭の芯を捧げることを約束した。その結果は、まさに驚嘆に値するものであった。その翌日、盗まれた毛織物が、一人の婦人の手を介して男の住む家まで届けられた。その男の妻は、祈願の際の約束を思い出して恐れおののき、その翌日、聖なる司教アンノの墓所に約束した長さの燈明を捧げた」 (Herborn [17], 68)。遠隔地から供給される外部産毛織物の売買と、「あらゆる方向から」市場来訪者を吸引する年市の活況とは、遠隔地商業と上記年市システムとの密接な結びつきを示唆する。

ところで、中世盛期ケルンの経済的影響圏へのジークブルクの編入の論拠として挙げられるのは、この年市システムに留まらない。次に、批判的な検討を加えつつ、それを紹介しておこう。

まず、1180/83年ジークブルクの修道院・教会によるケルン産の祭壇・聖遺物箱の購入に象徴される、手工業的な依存関係がある。しかし、フェーンの分類に従えば、金銀細工のような工芸・奢侈工業は、一般に、原料・製品双方の遠隔地市場への依存度の高い拡散機能に分類される。12世紀末ケルンから同種の製品が、都市リューベックに供給された事実が、その点を雄弁に物語っている。手工業的な機能分担関係を語るためには、中世後期ケルン「経済統一体」の形成を待たねばならない (その意義と限界については、田北 [69] 参照)。

次に、12世紀ジークブルク商人のケルンへの移住が、いわゆる「中心的階層」の移動に伴う中心地間の階層序列の編成替えを生み出したといわれる。この時期ライン都市のうちケルンに最大の移出者を数えたのは、ジークブルクとノイスの24名で、第二位のアーヘンとデュイスブルクの14人を大きく引き離している。最近ヘアボルンは、ケルンのギルド名簿との対比から、21人を有力商人と確認し、そしてジークブルクの都市発達の初期に起こった、この活力ある階層の大量流出が、後の社会経済・法制的な発達方向も規定したと主張する(Herborn[16], 131-2)。それが、上位・中位という中心性の序列化を促進したことを否定できないが、ジークブルク・ケルン間の商人の移住は、決して一方通行に終わらず、相互交流の性格をもっていたことを忘れてはならない。1330年ジークブルクの囲壁拡大期には、逆にケルンの有力商人家系の移入が知られるからだ。

最後に、12-13世紀ケルンの貨幣制度における高い中心地機能が指摘される。この時期ケルンのペニヒ貨の流通圏は、下・中部ライン地方全域にまで及んでおり、ジークブルクもケルン貨幣に強く依存したというのだ。しかし、R. キースリンクも指摘するように、13世紀半ば以降ペニヒ貨の減価と、遠隔地商業の活性化に伴う高額貨幣への需要の高まりとは、貨幣制度の再編を余儀なくした(Kiessling[51], 846)。13世紀末以降ケルン空間には流通貨幣の純度に応じたケルンの計算貨幣=pagament制が広く採用され、また14世紀半ばからはグロシェン・グルデン貨に代表される広域流通向けの金貨・銀貨併用が普及して、地域的なペニヒ貨時代に終止符を打った(Ennen[13], 69)。ここでも、上記の商人の移住と同じように、連続のなかの断絶

を辿ることが可能である。

その際エネンは、「史実による豊かな裏付けを受け取るのは、後のことだが」(Ennen[12], 186)と留保してはいるが、中世盛期・後期を量的発展において連続的に理解することは間違いない。他方、イルジグラーは、12-13世紀ライン地方における農工分離の進展に伴う都市網の稠密化に注目し、「以前の都市・ヴィク・市場地などの並立状況を解消に導く、中心地として諸都市間の真の階層序列の成立」(Irsigler[28], 29)と述べ、都市を核とした経済的な中心地システム形成を主張する。しかしイルジグラーにあって中世盛期・後期は、連続的には捉えられていない。彼の提唱する中世後期ケルン「経済統一」——ケルンの代表的輸出産業で問屋主の主導のもと、周辺地中小都市・農村との間に原料・中間製品供給と仕上・輸出とを基軸関係として形成された有機的分業圏——は、その前後の時期と鮮明な質的差異=断絶を表現しているからだ(Irsigler[22][23])。

筆者は、中世盛期下ライン諸都市の年市システムに象徴される、緩やかな商業的な中心地システムが、中世後期に根本的な再編を経験したと考えたい。この点は、下ライン4都市の年市システムが、13世紀以降急速に意義を失う事実から、容易に見て取れる。イルジグラーは、その衰退要因を制度に焦点を合わせ3点に整理する(Irsigler[29], 74-5)。第一に、遠隔地商業のケルンへの一極集中。それは、ケルン商人の能動的活動の拡大と、本来、大市における「取引自由」の原則に阻害的作用をもつシュターベル政策の漸次的拡充と、能動・受動の両面を含む。第二に、皇帝フリードリヒ=バルバロッサ以降、超越的な権力による下ライン全域に対する経済政策の欠如に伴う、帝国、ケルン大司教、

ユトレヒト司教、都市ケルン・アーヘン・デュイスブルク商人の複雑な利害状況の調整の困難化。第三に、他の3大都市地域で見られる有力教会領主の後押しの欠如。

しかし、その深部に横たわる、経済構造の転換を看過してはならない。特に、13世紀～14世紀初頭ヴィリカチオン制の解体と定期借地への移行、それに伴う「農民的貨幣経済」の発展が大きく働いている (Irsigler [21] [26] [27])。都市の経済的発展と並行して、商業的農業・生産の地域特化の拡大に拍車かけられた。その代表例として、下ライン北部の散居定住地域における牧畜経営への傾斜と、西部平野部での商品作物栽培の拡大——既に一部では、休閒地耕作に象徴される集約化をも基礎に、手工業用原料の大青・茜・麻・ホップや飼料作物のヤハズエンドウ栽培が普及した——とが挙げられる。このような農業構造の転換を基礎とする地域市場の拡大と、ケルンをパイプとした低地地方・イングランドからの外部活力の流入と、内外要因の重層的作用のもと、中世盛期の中心地システムの編成替えが進む。そして、中世後期ライン地方の都市・農村双方を捉えた経済構造の転換を象徴的に表現するのが、ケルン「経済統一体」ということになる。別稿でも触れた通り、この「経済統一体」は、問屋制度という経済関係を媒介とただけでなく、様々な制度に裏打ちされていた (田北 [69])。この制度要因を照射しながら、中世後期ケルン空間の中心地システム確立過程を追跡することが、次章以下の中心課題となる。

II. 中世後期の市場と市場領域

——「中位中心地」の地位確立

本章では、ジークブルクの市場機能の考察に

不可欠な、売買の場＝「中心的諸施設」としての市場と、市場の経済的な影響圏＝市場領域とを概観し、中心地システムにおけるジークブルクの位置を明らかにしておこう。

(1) 市場

ジークブルク市場の初期史は曖昧で、既述の通り、修道院市場から商業地への発展を、国王・ケルン大司教の発給した商業特権、あるいはユダヤ人の定住・造幣活動から跡づけうるに過ぎない。その唯一の例外が、先に紹介した1184年の「奇蹟伝」の一節である。しかし、その後2世紀近く市場関係の史料は伝来せず、年市・週市の情報が得られるのは、ようやく14世紀末のことである。以下、年市から順次見ていこう。

中世・近世ジークブルクでは4年市の開設が知られる⁽²⁾。しかし、本稿の対象とする中世後期については、教会堂開基祭 Kirmesse に開かれる既述の5月の年市を除けば、聖マタイの祝日 (9月21日) の年市に限られる。しかし、後者についても、市場開設文書や市場取引関係の史料は伝来せず、1491/92年都市会計簿の「聖マタイの年市のための支出」(Lau, 86) の記録から、年市開催をわずかに看取できるだけである。他方、5月の年市は、1397年ケルン市参事会からジークブルク都市当局宛の下記の書簡に明らかのように、この時期にも地域市場として重要性を維持している。「商品を携えた我ら(ケルン)の市民数々が、例年通り、都市ジークブルクで

(2) 本論の対象外の2年市は、次の通りである。聖アポリナリスの祝日 (7月23日) に開催される第三年市で、1563/64年都市会計記録の「新年市開設のための支出」(Lau, 86) の記載から、その存在を窺えるに過ぎない。聖ニコラウスの祝日 (12月6日) に開催される第四年市は、1600年都市当局からの要請を受けて修道院長が発給した市場開設特権に起源をもつ (QRW, 162-3)。当文書は、開設後3年間の商人のアクチャーゼ・流通税免除を定めて、年市の振興がはかられている。

開催される教会堂開基祭の年市に向かった。その途中で、名前を挙げたジークブルク市民4名（省略）と他の仲間たちが、我らの市民を襲って損害を与えた。我ら相互の友好のために、我らの市民が今後そうした危難に遭遇せず、安全護送のもと無事に往来できるよう、力添え願いたい。また我々は、前述のような我らの敵が、略奪品をジークブルクに運び込み、またジークブルクに居住して、都市内外で我らの市民の襲撃を虎視眈々と狙ううけていることも、承知している。我らの市民が、今後損害を受ける事態を招ねかぬよう、より嚴重な警戒をお願いしたい」(Ennen/Eckerz-IV, 597)。この年は、1395—1497年都市の支配権をめぐる都市領主＝修道院長と修道院守護＝ベルク大公の抗争と、それと重層して発生した市民の「自治拡大」闘争——その背後にケルン大司教と都市ケルンが支援者として控える——との最中に当たり、このような政情不安の時期に「例年通り」ケルン商人が来訪したことは、両都市間の長年にわたる緊密な商業関係を窺わせて注目される。

次に、週市に目を転じてみよう。週市が史料に初めて登場するのは、1386年都市当局の裁判条例においてである。「都市共同体全体の利益のために、我らのヘル（修道院長）による次の提案を受け入れる。今後、木曜日には全ての人々の出入りを自由とする。すなわち、誰も債務を理由として他人（の身柄・財貨）を拘束し、差し押さえてはならない」(QRW, 2)。従って、債務に伴う共同体構成員全員の負うべき、いわゆる「連帯責任」の免除が明記され、週市の自由が宣言されている。しかし、木曜日の開催と、その起源の1386年以前への遡及可能性との2点を除けば、取引商品に関する情報は乏しく、1470—16世紀初頭の罰則簿から、一端を垣間見

れるに過ぎない。「塩、獣脂、蠟燭、脂肪、亜麻織物、亜麻製衣服、塩漬魚、食肉、ベーコンとその他の商品は、古くからの慣習通り、市場において場所を問わず販売できるものとする」

(QRW, 11, §. 13), 「余所者は、木曜日（の週市）を除いて、穀物を販売してはならない。また、ジークブルクに居住する市民以外に穀物を販売してはならない」(QRW, 12, §. 29), 「干し草市場や他の公共の場所に露店を出している者は、古くからの慣習通り、亜麻、干し草、その他の商品が販売されるときには、露店を片づけるべし」(QRW, 14, §. 49)。従って週市は、市民・周辺住民にたいして食料品・原料・飼料といった生活必需品取引の場を提供していた。

もっとも、この週市と年市の関係を在地商品対遠隔地商品と鮮明に色分けできるか否か、明らかでない。特に、ライン左岸の小都市チュルピヒと違って、年市の店舗・商品配置を詳細に定めた史料は、伝来しないからだ（田北[70]）。ただ、春の到来を告げる5月に、しかも宗教的・祭礼的行事も兼ねて開催される年市は、広範囲から多数の人々を吸引しており、在地商品を越える需要を生み出したことは間違いない。1184年「奇蹟伝」に記された外部産毛織物の取引や、14世紀末ケルン商人の定期的訪問が、それを物語る。ここでは、年市のもつ週市を越える市場機能の指摘に留めておこう。

ところで、年市・週市以外にも、上記の罰則簿に見える「露店」のように恒常的な取引の場もあった。先の罰則簿から読み取れる限り、関係する条項を列挙すれば、次の通りである。「オイツェンの場所から上り坂を登ってブリーエンの場所まで、家の中を除いて塩漬魚・鯀を販売してはならない。また、汚物と汚水を通りに流してはならない」(QRW, 12, §. 28), 「誰も、

荷車に載せてであれカゴに入れてであれ、無断で市場に露店を構えてはならない」(QRW, 14, §. 55), あるいは露店・呼び売の別は不明だが、「贓物売りは、毛織物の洗い場より上流で贓物を洗ってはならない」(QRW, 15, §. 62)。屠殺後の傷みの速い家畜の贓物や魚が、対象とされている。それ以外にも、1468年の武器所有市民の一覧・手工業文書から看取できる、雑貨商・パン屋・肉屋・靴屋・毛織物工・毛皮細工師・樽作工・鍛冶屋・陶工の仕事場を兼ねた店舗を忘れてはならない (QRW, 99-101)。

(2) 市場領域

ジークブルクの様々な市場は、向心力・遠心力の交差する場として、周辺地域に影響を及ぼしていた。以下では、この分野で文字通り「開拓者」の役割を演じた、H. アムマンの業績を手がかりに、ジークブルクの市場領域を明らかにする。特に、この市場領域の広狭は、中心性強度を測る指標にも利用されているからである。P. シェラーが、アムマンの研究成果を下敷きに提示した、中世後期シャフハウゼン空間の市場的な中心地システムモデルにおいて市場領域は、周辺地・後背地・経済的影響領域の3層に区別され、市場機能の格差の端的な表現である取引商品種(日常品・非日常品)と並び中心地の序列化の目安とさえされている (Schöller [53], 88-90; 田北 [74] 46-50)。

ところで、アムマンの業績は別の機会に詳しく取り上げたので、この場では要点の紹介に留める (田北 [72], 61-70)。アムマンは、都市の商業・手工業活動が、「都市経済」の前提する禁制圏など法制的領域を大きく越える事実を目を留め、都市の経済的な存立基盤に「生活空間」の概念を当て、その編成の複合性の解明に力を注いだ。特に、都市に付属する市場領域に関し

て、近在市場の機能空間である「狭い市場領域」、地域的広がりをもち、基本的に中規模以上の定住の属性をなす「広い市場領域」、および遠隔地市場の3層に分け、それぞれの地理的範囲確定のための指標も提示した。この手法は、シュワーベン諸都市とニュルンベルクに関する精緻な実証研究に裏打ちされていただけに、その後、中心地理論を援用した研究からも広く継承された。それらの成果を踏まえつつ、ジークブルクの市場領域を追究しよう。

まず、日常的な取引関係で結ばれた「狭い市場領域」確定のための精度の高い指標として、次の2つを利用する。一つは、ユダヤ人金融業者の顧客層の分布、つまり小額資金貸借関係の広がりに関する史料で、ここジークブルクには、1359-72年ユダヤ人金融業者ジーモンの貸付帳簿が伝来する (Irsigler [25])。この史料からは、顧客の地理的分布だけでなく、一部債務者の職業も読み取れ、信用関係の広範な階層への浸透を窺えるが、この問題には次章で立ち返る (表-2を参照)。もう一方は、都市市場で免税特権を享受し、その反対給付として橋の管理・補修のための労働・資金提供義務を負う定住の分布で、1572年ジークブルクの修道院長と隣接のアムト=ブランケンベルクのアムトマンとの間に交わされた苦情書・回答書が、興味ある情報を含む。1570年の洪水による橋の流失後、後者の導入した渡し舟の運行権に関する修道院長の苦情への回答書には、次の文言がある。「都市ジークブルクのジーク川に橋が一つ架かっているが、ブランケンベルクの領民は、通行税、流通税を支払わずに利用してきた」(UQ-II, 547-8)。ちなみに、この(アムト)ブランケンベルク領民全体の享受する免除特権の起源は、都市ジークブルクが皇帝カール4世から橋の補修・

管理のための通行税徴収権を付与された1357年の時点、あるいはその直後にまで遡及可能と考えられる (QRW, 62-3)。

なお、この史料は、農村部の年市に関わる興味深い情報を含むので、一言しておきたい。修道院長による既述の1174年皇帝特権を拠り所にした2マイル以内の年市新設への苦情には、「新規の年市開設でなく、歴史の古い(修道院)ベーディングとドールンドルフの年市の移転が問題なのだから」(UQ-II, 548)と、批難は当たらない主旨の解答が寄せられている。この問題の発端は、1565年経済的困難に直面した極小都市ブランケンベルクが、ベルク大公に上記年市の移転を申請し、68年に公認を受けたことにある (Kaeber, 69-70)。このうち修道院ベーディングの年市は、アムトマンの次の証言からも明らかのように、都市ブランケンベルクを凌ぐほどの活況を見せていた。「修道院の年市に集まった人々は、都市ブランケンベルクから飲食物の供給を受けなければならない。というのも、ベーディングには食堂が一軒しかないからである」 (Kaeber, 20)。ここで注意したいのは、修道院・村落の年市が、1174年以前に起源をもつこと、従って中世盛期の年市システムが、イルジグラーの考えるより、はるかに広い裾野をもっていたことである。

次いで、「広い市場領域」については、手工業製品の販売市場の広がり、ジークブルク商人の能動的活動の範囲を利用する。第一の点でジークブルクは、特に有利な状況にある。ジークブルクの代表的な域外市場向産業である製陶業の販売市場は、文献史料・考古学的発掘の成果の双方から追跡可能だからである。この点で、W. ヘアボルンによる、ボンのラインラント博物館発行の1964-80年「出土品報告書」と、重

要な販売市場の低地地方の都市文書と、に関する綿密な検討結果が利用できる (Herborn [16], 136)。他方、後者について我々は、16世紀ジークブルク教区教会の文書室所蔵の裁判記録に関する F. ラウの詳細な分析成果に負っている (Lau, 85)。

以上のデータを地図上にプロットしたのが、地図-2である。ユグヤ人金融業者の顧客と市場税免除特権を享受する定住——アムト=ブランケンベルクの首邑都市と修道院市場ベーディングだけを地図に記した——とは、ジークブルク周囲およそ20-30kmのほぼ1日行程圏内に位置して、アムマン以来の研究成果を裏付けている (田北 [72], 63-6)。他の2指標は、それを越える広がりを見せるが、決して全ての方向に均質に分布するわけではない。ライン左岸の穀倉地帯に位置する都市デュレン・チュルピヒ・オイスキルヘンの近辺とズルツ上流域と、2つの重心を識別できる。このうちチュルピヒとオイスキルヘンは、地図-1との対比から明らかのように、ジークブルクの修道院の分院・修道院長の食卓用所領の所在地で、商業と領主制の関係を窺わせて興味深い。ズルツ上流域について、類似の関係は知られていない。ただ、ジークブルクと特に緊密な商業関係にあるヴィッパーフルトが、ジークブルクと同じケルン法の継承地だった事実は、やはり経済外的諸力の介在を示唆して注意を引く (Lau, 85)。

上述の市場領域は、O. トレプトフが忠実に再現してみせた、ジークブルクのブルクバンとフォークタイの法制的境界を大きく越えて広がっている (Treptow [37], 729の図10を参照)。その限りで、中世後期ジークブルクは、周辺地域に対して集荷・供給機能を、そして上位中心地に対して下位の分配機能を担う、「中位中心地」

の地位にあった。

Ⅲ. 中世後期ジークブルクの市場機能 ——中心地システムの確立

中世後期ジークブルクとケルンの商業・手工業関係を考察し、制度的に基礎づけられた中心地システムの確立過程を追跡しよう。端的には、生活必需品取引におけるケルンの高次の分配機能の確立、手工業の原料・製品市場としての相互依存の形成、さらに、そのような関係を確固たる基盤の上に据える信用・貨幣関係を概観する。その際、おもに依拠するのは次の史料である。まず、ジークブルク市場における取引商品とその変化は、1358・1433・1556年のアクチーゼ（取引・手工業税）条例と、1470－16世紀初頭の罰則簿とに掲げられた商品の一覧（表－3を参照）から読み取れる。また、ケルン側からみたジークブルクとの商業・手工業関係には、1285－1505年ケルンに伝来する24点の史料が手がかりとなる（表－4を参照）。特に、1500年ケルン市場におけるジークブルク市民からの不当な計量手数料・アクチーゼ徴収を契機にジークブルクの修道院長・修道士団が、ケルン都市当局に寄せた10項目の苦情書は、取引商品と購入・販売に関する豊かな情報を含み、第一級の史料となっている（表－5参照）。

(1) 食料品の市場関係

1. 食肉（用家畜）から始めよう。中世市場史において家畜は、狭い範囲の在地取引商品の代名詞とも見なされている。都市ケルンの「小家畜市」も、週2－3日の高い開催頻度に明らかのように、近隣地域に市民の日常的な食肉需要向けの、家畜供給の場を提供した（Irsigler [24] 219）。しかし、中世後期から秋の国際的な「大家畜市」という新たな状況が付け加わる。

その中核をなすのが、地図－3のルートで搬入される、フリースラント・ヴェストファーレン産雄牛の取引である。それは、W. シュトローマーが明らかにした、フランクフルト・ニュルンベルクとハンガリー間の大量取引と並び、中世後期の国際的な雄牛取引の一大幹線をなす（Stromer[55]）。この大規模な雄牛取引の発展と並行して、その円滑な運営のための制度が、14世紀末から整備されてくる。そのうち特に重要なスターペル政策、安全護送、および「フィーターフェル」Viehtafelと呼ばれる信用制度を、イルジーグラー論文に沿って概観しておこう（Irsigler [24] 223－5）。

12世紀後半以降ケルンスターペルは、「(市民のための) 必需品確保、(域外市場向け商品の) 検査・規格化、(ライン河の水深差に規定された) 積替え強制」(Kuske[34])と複合的性格を示しながら発展する。中世後期ケルンは、他の追従を許さない強力な経済・金融力を背景に、スターペル政策の拡充を図った。特に、家畜取引に関して、運搬上の要路に位置するノイスを始め競合都市を抑えつつ、周囲7－10マイルに及ぶスターペル強制を確立した。それと同時に、家畜運搬の経路に当たる低地地方・下ライン地方・フリースラントの諸都市と、商業上の紛争回避のため、先にも述べた「連帯責任」の免除規定を含む協定が結ばれ、運搬・商業の安全確保が進められる。それにも増して重要なのが、半公的な「フィーシュライバー」Viehschreiberの仲介下の独自の信用取引の発達である。すなわち、買い手の経済力を熟知するフィーシュライバーの立ち会いのもと、フィーターフェルと呼ばれる支払い指図書が振り出され、翌年2月ないし5月に販売代金から清算が行われた。この制度は、1428年には既に確認されるが、高額

取引——1470年ケルン市民のノルクは、2人のデュレン市民に49頭の雄牛を74グルデンの価格で販売している (Kuske-II, 231-2) ——に伴う資金的制約を打破し、取引の円滑化を強く促進した⁽³⁾。

このような制度的基盤の上で、ケルンの周辺諸都市に対する高次の分配機能が確立してくる。イルジーグラーは、ケルン市場への依存度の高い都市としてアーヘン、デュレン、ジークブルク、ボン、ヴィッパーフェルトを挙げる (Irsigler [24], 225)⁽⁴⁾。ここジークブルクでは、フィーターフェルの史料初出から5年後の、1433年のアクチーゼ条例にフリースラント・ヴェストファーレン産雄牛が早くも登場し、また1459年と1500年には雄牛取引が確認される (表-3, 5参照)。また、既述の罰則簿に盛り込まれた食肉の価格公定——「肉屋は、ケルンで売られる価格より1ペニヒ安く売るべし」(QRW, 20)——も、ケルン価格への準拠を明示し、家畜取引を越える緊密な関係を窺わせる。1442年ジークブルク最古のツンフト規約が、肉屋に伝来するのも決して偶然ではない。別稿でも触れたように、食肉用家畜取引の新たな展開に対応すべく、営業独占権を要求する手工業者と、税収に加え親方資格取引料・罰金の取り分獲得による増収を図る修道院長と、の利害の接点でツンフトが形

成された (田北 [80] 374-7)。ここに、市場管理・徴税目的に「上」から組織されたアムトの組織から、自律性の高いツンフトへの発展の第一歩がしるされる。

2. 中世の食生活において魚は、重要な地位を占めていた。H. ディンステューラーは、ユリヒ大公領のレントマイスター、ルーテルの記した1434/35年ハムバッハ城の領主家計記録を分析し、魚・食肉の消費量の対比から「当時ハムバッハで生活していた人々の食事にとって魚は、食肉と同等の重要性をもっていた」(Dinstühler [10], 111) と述べる。また、ケルンの富裕な金融業者ヘルマン=ゴッホの1391/94年の家計記録においても、魚購入のための支出は、804マルクと食肉の560マルクを大きく上回っている (Irsigler [19], 644-7)。このような貴族・上層市民家系の例の一般化には慎重を要するが、ここ「修道院都市」ジークブルクでの意義は、1470年頃～16世紀初頭の罰則簿から容易に窺える。先に引用した、週市での取引自由をうたった第13項と塩漬魚・鯀の売り場指定に関する第28項、あるいは「誰も、そのために任命された者の立会い下の検査なしに、鯀・燻製鯀・塩漬魚の樽を開けてはならない」(QRW, 15) と検査・徴税を定めた第61項が、その代表例である。

そして、この鯀でもケルンは、周辺中小都市を相手に高次の分配機能を担っていたが、その制度的基礎は、やはりスターペル=取引所政策だった。B. クスケに従えば、1425年ケルンに開設された魚スターペルの拠点=「魚取引所」は、市民の生活必需品確保に寄与しただけでない。遠隔地市場向け供給と絡めてケルンで実施された厳格な品質検査制度——当時の法慣習では、不良商品販売に対する責任は、商人 (売り手) にある——は、生産地の品質表示・樽詰め方法

(3) 1428年ケルン都市当局からユリヒ大公妃宛ての書簡が、フィーターフェルに関する最初の史料証言と言われる (Kuske-I, 257)。ケルン商人のヘルマン=フォン=ヘルダーヴィクは、ユリヒ大公領内で没収された15頭の雄牛につき、「その販売代金から債権者に支払わねばならず、(返還されない場合)彼らともども非常な困難に陥ってしまう」と訴え、その返還を強く要求している。

(4) デュレンについては、田北 [71], 681を参照。また、1434/35年ユリヒ大公のハムバッハ城の家計記録に従えば、294頭の雄牛のうち277頭までがケルン市場で購入されており、ケルンの高次の分配機能を裏付けている (Dinstühler [10] 96-100)。

の規格統一をもたらし、ケルンスターベルの名声定着に、大きく貢献した (Kuske [33], 129-31)。そして、ジークブルクにおいて鯨がアクチーゼ条例に初めて登場するのは、ケルン取引所開設から8年後の1433年で、1457, 1500の両年にはジークブルク市民のケルン市場での鯨購入が知られている (表-3, 5)。ちなみに、既述の城館ハムバッハも、魚購入の90%以上をケルン市場に依存していたことを付言しておきたい (Dinstühler [10], 109-14)。

ところで、淡水魚の場合、鯨とは逆方向の流れを看取できる (表-5 参照)。この点は、ケルン側にも鮮明な刻印を留めている。1505年ケルン魚商人のツンフト規約は、成員相互の購入原価での商品分配を定めた介入権規定の文脈で、次の興味深い証言を含む。第7項「水路・陸路を問わず、市長・市場検査官・ツンフト首長・ガッフェル首長に無断でユリヒ・ベルク地方の養魚池に魚を購入に出かけてはならない」、第8項「ボン以北、ハイリゲンガイスト (デュッセルドルフの南) の近辺、その対岸のマハーシャイトとユーデスハイム、またジークブルク、ジーゲンとその近隣地域で捕獲され、ケルン市場に販売のために運ばれる魚は、ツンフト成員間で均等に分配すべし」 (Loesch-II, 532)。従って、地域内の余剰生産物はジークブルク経由でケルンへ、逆に遠隔地から供給される鯨は、上位中心地ケルンから周辺地へ、という交互関係で結ばれた中心地システムの輪郭が、鮮明に浮上してくる。

3. その他の食料品は、簡単に済まそう。表-5 に見える塩は、ツイダーゼー周辺と低地地方北部の生産地からケルン経由で供給されていた (Van Houtte [18], 12)。また、チーズ・バター

の食肉の保存を始め生活に不可欠な塩がアクチーゼを免除されたのと対照的に、乳製品はアクチーゼ条例に挙げられ、しかも1500年にその購入のためケルン市場を訪問した事実は、ケルンの高次の分配機能を想起させる。乳製品に関しては、前記の家畜・魚と同じように、品質に応じた両方向の商品の流通を考えたい。同じことは、ブドウ酒にも当てはまる。それらは、全てケルンスターベルの対象商品に属して、制度的裏付けをもつことを明記しておく⁽⁵⁾。

しかし、穀物は、通説の描く像から大きく隔たっている。中世後期ケルンは、この地方随一の穀物市場の地位にあり、周辺の有力領主も、不作時にはケルンから穀物供給を仰がざるをえないほどだったと言われる (Irsigler [20], 574-5)。そのためにケルンは、近隣の穀倉地帯に加え、アルザス・中部ライン・マイン地方からも穀物を購入していたが、同時に地域的な分配機能も担っていた。「ユリヒ地方で生産された穀物の大部分は、ケルン市場を通じて直接ベルク地方へ再輸出されねばならなかった」 (Irsigler [20], 574)。しかし、ジークブルク市民がノイスで購入した穀物が、ケルンスターベルの影響下にケルン市場に供給された以外に、ケルン市場への依存を示す史料は伝来しない。罰則簿における余所者の穀物取引を週市に限定する既述の規定、あるいは後述の1516年陶工ツンフト規約の陶器と穀物の「市場価格」での交換を認めた第29項 (QRW, 118) は、ケルンというより、むしろ近隣地域からの供給を示唆する。その間の事情は、修道院の所領経営の拠点としてジークブルクのもつ、生産物地地の集散地の地

(5) 1434/35年ユリヒ大公のハムバッハ城の家計記録における、乳製品の購入頻度を都市毎に掲げれば、次の通りである (Dinstühler [10] 114-7)。ケルン8回、アントワープとペンゲン (ゾーム) 各1回。

位から説明されよう。例えば、W. カーゲルは、中世後期に領主層の危機への対応策として、貨幣減価を相殺するケルン計算貨幣への運動と「市場販売に適した良質穀物での地代支払い強制」とを挙げ、そして第二の方策の代表例にジークブルクを数えているからだ (Kagel [50], 91)。ローカルな状況に規定されたケルン市場への緩やかな依存を考えたい。ちなみに、ライン左岸の穀倉地帯に位置する、既述のハムバッハの家計記録でも、穀物購入は、ケルン市場でなく、近くのデュレンとレディンゲンで行われている (Dinstühler [10], 85-90)。

(2) 手工業関係

中世後期ジークブルク・ケルンは食料品取引に加え、手工業的にも緊密な相互依存関係にあった。以下、手工業原料・製品を順次検討していこう。

1. 原料

イルジグラーは、1497-1511年ケルン流通税徴収記録の精緻な分析から、ケルン市場へのホップ供給地・供給量を再現している。都市ジークブルクは、地図-4に明らかな通り、都市ドイツを除けばライン右岸で唯一ホップの供給地に属する。これは、2つの意味から注目される。第一に、ホップは、中世後期ケルン「経済構造」の転換を象徴する商品に属する。すなわち、「経済構造」の転換を彩る部門間隆替の代表例の一つに、ブドウ酒取引の後退とビール醸造業の急成長があり、それは1470年代都市会計記録における葡萄酒輸入税とビール消費税の地位逆転として鮮明な足跡を残している (Irsigler [22], 271-82)。そして、そのきっかけが、下層民にブドウ酒からビールへの飲酒嗜好の転換＝「消費革命」も惹起した、グルートビールに代わるホップビールの導入に他ならなかった。ケ

ルンのビール醸造業との結びつきは、表-5に明らかな通り、ホップに限らず麦芽にも及んでいた。第二にホップが、ケルン周辺地における農業構造の転換を象徴することを忘れてならない。既述のように、一部集約農法も伴い広がった、商品作物栽培において選好されたのは、染料・飼料作物を除けばホップだったからである (Irsigler [26], 192-3)。第一点と絡めて言えばジークブルクは、中世後期下ライン地方を捕らえた都市・農村にまたがる経済構造の転換の縮図をなしていた。なお、ケルンのビール醸造業との緊密な関係は、周辺の中小都市チュルビヒ・デュレンにも知られることを、付言しておきたい (地図-4参照)。

中世後期ケルンの皮革工業は、十指にのぼる職種分化を伴いながら、高度な発達を示して、既に原料不足から外部産鞣皮の購入を余儀なくされていた (田北 [79], 26)。なかでも、低地地方の都市ヘルツォーゲンブッシュが重要で、15世紀半ばから定期的に大量の鞣皮を供給していた (Irsigler [22], 221-2)。この点、ジークブルクも遅れていない。表-5に鞣皮取引関係の2項目が登場する事実が、その一端を物語る。しかし、中世後期ケルンとの取引活性化は、ジークブルク靴屋の早期的発展とも相まって、1488年皮鞣工ツunftの成立をもたらし、生産組織に鮮明な足跡を留めている。ただ、この皮鞣工ツunftの公認が、都市内で惹起した波紋については、別稿で詳述したので反復は避ける (田北 [80], 380-3)。ここで注意したいのは、都市領主＝修道院長によるツunft規約発給は、既述の罰則簿にうたわれた「営業の自由」(QRW, 19, §. 118)原則に抵触するだけに、他の市民から強い反発を招いたことである。角度を変えれば、皮鞣工ツunftの形成は、都

市内の手工業生産力の発展よりは、むしろ外部市場の拡大から利益を得る特定の手工業者集団と、税収増加を図る都市領主の利害の接点の産物と見なせる。別稿で検討した「支配とツンフト」の問題と絡めて表現すれば、市場統制・徴税目的に修道院長によって「上」から組織されたアムト的団体から自律性の高いツンフトの発展は、ケルン市場を通じた皮革工の経済力上昇に裏打ちされていたのである。そして、ジークブルク以外のケルン周辺中小都市の状況も考慮するとき、皮革取引でのケルンを頂点とする中心地システム像が浮上する。ジークブルクについては、表－５から読み取れるし、またデュレンからは、ケルン市場経由の338グルデンにのぼる大量皮の購入も知られているからだ(Kuske-II, 432, 669)⁽⁶⁾。

逆にジークブルクは、手工業原料の市場としてケルンに強く依存していた。その印象的な例が、1500年ジークブルク染色工による大青・茜の購入である。この染料植物は、先述の中世後期下ライン地方の農業構造の転換の過程で、ライン左岸のユリヒやデュレンの周辺地域に急速に広まった(Irsigler [26], 188-92)。ケルンは、この時期繊維工業の一大中心地で重要な大青市場をなす低地地方・イングランドとの密接な商業関係、あるいは14世紀前半年間1万反の生産量を誇るケルン羊毛工業からの高い需要を背景に、この地方随一の大青市場に成長する(Kuske[32], 300-3)。その後、15世紀ケルン羊毛工業の構造転換を反映するかのよう、大青取引の中心地システムにも一部編成替えが生

じた。ケルンにおける取引量の減少のなか、栽培地域に近接する中小都市の市場機能が拡充されてくる。1424年都市ユリヒの大青取扱商人のギルド形成と、15-16世紀デュレン商人によるアントワープ市場への大青供給とが、その代表例である(田北 [71], 666-73)。しかし、ケルンの地域内外市場向けの高次の分配機能の低下を、誇張してはならない。ジークブルクへの大青・茜供給に加え、生産地近くの集散地デュレンからの大量供給が、この時期にも確認できるからである。

2. 製品

ジークブルク・ケルン間の手工業関係は、原料に留まらず、製品にも及ぶが、中世盛期と比較して、確固たる制度的基盤の上で展開した点で特徴的である。以下、ジークブルクの代表的域外市場向け産業を対象を絞って、考察していこう。

ジークブルクの羊毛工業は、これまで研究史上余り注目されてこなかった。中世ライン地方の羊毛工業史を扱った、H. ケレンベンツの一般的叙述は、ジークブルクに言及もしていない(Kellenbenz [30])。しかし、近年小都市研究の活性化と相まって、見直しの機運が高まってきた。イルジーグラーは、中世後期ケルン「経済統一」の文脈でジークブルク羊毛工業への問屋制的関係の拡大を主張する(Irsigler [22], 320)。他方、ヘアボルンは、この地方の小都市、ミュンスターアイフェル・ドイツとの構造比較も念頭に、ジークブルク羊毛工業の発達史を克明に辿り、イルジーグラー説を一部修正する(Herborn [17] 68-80)。すなわち、ケルンへの経済的依存は、有力な遠隔地商人の欠如からくる製品販売と、その前提としてケルン規格の受容とに留まり、原料の前貸し支配には至

(6) 15世紀末ジークブルクからケルン市場への狐皮の供給は、既にイルジーグラーから指摘されているが(Irsigler [22] 234-9)、同じ時期ケルン毛皮細工のジークブルク市場訪問も知られ(表－5)、交互関係を浮き彫りにしている。

らなかった。ヘアボルンは、「ジークブルク産」製品という史料用語を、その自立性の証拠に挙げるが、中世後期ライン諸都市の多くを捕らえた羊毛工業の構造転換——織布から仕上への重心移動——を看過している。筆者は、この構造転換後も貫通する特徴としてケルン規格の受容に注目したい。15世紀以降顕在化するイングランド産未仕上品の大量流入に直面した、この地方の都市の歩調を合わせた対応の表現とも見なせるからである⁽⁷⁾。

ジークブルクによるケルン規格受容が史料に初めて登場するのは、1433年アクチーゼ条例においてである(表-3)。ジークブルク羊毛工業の後発性——ジークブルク製品が地域市場で初めて確認できるのは、1408年小都市チュルピヒの年市関係に史料においてである(表-1 参照)——と関連してか、ユリヒ大公領の都市ミュンスターアイフェルと比べて約1世紀遅く、「ケルン織布工が設定するのと同じ法と慣習の継承」(Loesch-II, 482-3)を明記した、独自の文書が伝来するわけでもない。1433年毛織物税新設と関連して挙げられた、技術的諸規定に含まれる次の一節から、間接的に窺えるに過ぎない。

「検印を受ける前に織物を織機から取りはずした者は、4マルクの罰金刑に処す。また、織機に関して何か不正をはたらいた者には、ケルンの罰則を適用する」(QRW, 79-83)。このケルン罰則——1400年頃の毛織物工ツンフトの決定に従えば、1年間の停職処分、ないし50マルクの罰金刑(Loesch-II, 500)——への準拠に加え、1445年ケルン剪毛工の最高賃金公定におけ

るケルン製品との同一品質規定が、ケルン規格の継受を示唆するという。しかし、ジークブルクは、品質検査・検印を免除された「縁取りのない、村落用の毛織物」も生産しており(QRW, 82)、少なくとも、この在地市場向製品については自立性を維持していた。

ケルン規格の受容が、より積極的な意味をもつのは、15世紀後半の構造転換以降のことである。まず、ジークブルクにおける構造転換は、1470年頃～16世紀初頭と1550～1580年の2つの罰則簿の比較から明らかになる。第一罰則簿には、梳毛工、毛織物工、縮絨工・布張工、染色工、光沢仕上工、と22項目にわたり準備から仕上まで全ての工程が、均等に扱われたのと対照的に、第二の罰則簿では毛織物工・染色工・剪毛工と仕上工程を軸に10項目が記載されるに留る(QRW, 18-9, 25)。2つの罰則簿に挟まれた時期に剪毛工・染色工は、ケルン規格を継受する。1494年剪毛工ヨハンの仕上仕事の適否をめぐる係争はケルン参審人裁判所に、そして1545年染色工ヤコブによる「茜と大青を使用した染色仕事」の適否をめぐる係争はケルン取引所裁判官 halrichte⁽⁸⁾に、それぞれ最終判定を委ねて、文書継受を前提とした上級審関係を示唆する(QRW, 107, 125)。ちなみに、第一罰則簿の第106項と15世紀後半ケルンの染料規定とは、揃って Volmar, felmerß と呼ばれる劣質の染色材料の使用禁止を定めており(QRW, 16: Loesch-II, 107-8)、染色工によるケルン規格受容の時期は、数十年は遡及できるかも知れない。

そして、この構造転換の過程で、1547年初め

(7) ケルン羊毛工業の構造転換と並行した対応を示した都市として、ジークブルクとノイスを、十分な対応策を講ぜず衰退に向かった都市として、デュレンとヴェーゼル、をそれぞれ挙げることができる(田北 [77], 874-5)。

(8) ケルン毛織物取引所での係争は、週3日(火、木、土)市参事会員2名の担当下に開催される裁判において処理された(Kuske [33], 129)。

て毛織物工はツンフト規約の発給を受ける。この事実は、先の皮鞣工と同じように、それまでの品質管理・徴税のためのアムト的組織から自律的なツンフトへの上昇と、ケルン規格の受容を挺子にした手工業者の経済力上昇とを、強く印象づけている（田北 [80], 383-6）。裏返せば、ケルンを通じて大量に流入する域外中間製品の同一規格による加工、ケルン経由の再輸出の形で、ケルン・周辺中小都市間の分業関係が再編された。これは、遠隔地商業の衝撃を契機とした地域的な中心地システム編成替えの例として銘記する価値がある。

中世後期ジークブルクにおいて羊毛工業と並ぶ重要な域外市場向け手工業が、製陶業である。1982年ヘアボルンは、1960年代以降の考古学的発掘の豊かな成果を摂取して、研究史の総括を行った（Herborn [16]）。陶器の形状・質・種類の変化を基準とした場合、その発達史は、次の3時期に区別できる。第一期は、ジークブルク独自の陶器様式の確立を通じて、後の発展の礎石が据えられた中世盛期で、専ら考古資料に依拠せざるをえない。第二期は、窯焼き温度の上昇により硬質陶器の生産が可能となり、大量需要向けの食器類の地域内外市場への販売を通じて急成長する中世後期で、文献史料が相当数伝来する。陶工ツンフトが形成されたのも、この時期に属する。第三期は、洗練された技術に基づく工芸品生産への重心移動に対応して領主・上層市民への需要構造の転換と販売地域の広域化が進む近世（1550年以降）で、ツンフト規約を始め豊富な史料が伝来する。

ところで、この時期ケルンに活発な製陶業は立地せず、ジークブルクとの関係は、商業部面に限られる。唯一の例外が、16世紀前半ケルン都市当局の火災防止のための窯取り壊しを契機

とした、ケルン陶工のジークブルク移住で、上述の工芸品生産への傾斜との時期的符合から、双方の因果関係を主張する見解もある（Herborn [16, 146]）。この点は措くとして、ジークブルク・ケルンの商業関係の考察から、ケルンの高次の集散機能を逆照射していこう。

ジークブルク陶器に関する最古の文献史料は、1376年ケルン都市会計記録に含まれる次の一節である。「ジークブルク産陶器の代金として30マルク6シリングを、また運搬費として1マルク4シリングを支払う」（Knipping-I, 236）。そこには、購入者による運搬費負担の原則が既に明記されて、早期から密接な関係を窺わせて興味深い。さらに、1446年ケルン都市役人への衣服支給を定めた文書に「ジークブルク産陶器係」（Stein-II, 323）が登場して、専門の検査係を必要とするほどの取引活性化を示唆する。その背景には、重要な販売市場の低地地方においてジークブルク産陶器が、しばしば「ケルン産」の名のもとに取引された事情が横たわっていた。

しかし、ケルンの担う商業的役割は、遠隔地市場への供給に限らず、地域的な集散機能も担当していた。その際、ケルン市場への依存の根底にある、ジークブルク側の要因を看過してはならない。陶工による能動的商業活動の制限がそれだが、以下、第二期・第三期の転換期に伝来する最古の1516年ツンフト規約を手がかりに考察しよう（QRW, 111-8）。

「誰もアウルガッセ（陶工の集住する郊外市）を除き、ジークブルク内の他の場所で陶器を販売してはならない」（QRW, 116）と、都市内の売場が指定されただけではない。同時に、「ジークブルクの陶工や他の者は、商人が行うように、水路、陸路を通じてアウルガッセから製品を搬出してはならない。すなわち、デュセルドルフ

以北とアンダーナハ以南に製品を荷積・販売・供給してはならない」(QRW, 115-6)と、低地地方・上部ドイツというジークブルク製品にとって2大遠隔地市場向けの商業も禁止されている。ヘアボルンは、その間の事情を、有力な遠隔地商人層の欠如と、陶工間の製品販売の機会均等策とから説明する(Herborn [16] 134-5)。第一点には、既述のように問題が残るが、第二点は十分納得できる。特に、聖マルティン祝日(11月11日)から灰の水曜日に至る冬場の窯焼き禁止のなか(QRW, 115, 119)、数箇月にわたり準備を重ねてきた大量製品の販売の正否は、陶工にとって、まさに死活問題となっていた。しかし、デュセルドルフ～アンダーナハ間の地域的商業が、陶工の掌中にあったわけではなく、やはりケルン商人に委ねられていた。1516年ツンフト規約は、ジークブルク・ケルン間の陶器取引に関して多くの条項を含む。

「陶工は、自分で行うか他人を使って行うかにかかわらず、ジークブルク製品を、都市ケルン内ないし直外で販売するために、アウルガッセから水路・陸路を通じて搬出してはならない。また、ジークブルク・ケルン間の水路・陸路上で譲渡・販売する目的で、製品を誰かに販売したり、荷積みさせてはならない。製品の買い手がケルン市民・住民の場合、自分でジークブルクを訪問するか、あるいは人を送り、規則通りに売買契約を結び、その後、自分の費用・手配により水路・陸路によりケルン内まで運ぶべし」(QRW, 115)、「ケルン内・直外、アンダーナハ以北、あるいはデュセルドルフ以南、ケルン・ジークブルク間で取引した陶工は、ツンフト首長4名による処罰に処す」(QRW, 116)。従って陶工は、ケルン商人相手に受動的役割に徹している。他方、ケルン商人は、費用

自弁の代価として様々な便益を享受する。ケルン商人に損害を与える、ないし彼らから苦情を受ける製品の販売は、陶工に厳禁されている(QRW, 115)。

ところで、この時期ケルン商人を始め外部商人と陶工の商業関係は、どのようなものだったのだろうか。1457年ジークブルクの裁判記録簿の一節が手がかりとなる。「陶工のタイル=フェルトナーは、ヘルツォーゲンブッシュの商人アンドレイス=ノイスに7000個のブドウ酒ツボを渡し、ケルンに供給させて、販売代金をケルンの聖マルティン大市で受け取る約束をしたと証言した」(Lau, 136)。生産から販売に至る大きな時間・空間的乖離は、大量商品の特定商人への販売委託の形で商業信用を生み出した。この委託販売は、16世紀にも基本的に存続したが、変化がなかったわけではない(QRW, 143-5)⁽⁹⁾。1516年ツンフト規約は、「陶工は、商人と彼らの祖先の時代と同じような関係を保つべし」(QRW, 117)と、商業関係の変化を示唆す

(9) 16世紀半ばの陶工ツンフトにおいても、特定商人による委託販売は、広く行われている。1552年陶工ヨハン=クヌイトゲンは、ヨハン=フェルデナーと次の内容の商業契約を結んでいる。「フェルデナーは低地地方とハンブルクにツボなどの製品を携えて商業旅行をする限り、毎年クヌイトゲンに5タラーを支払うこと。この支払は、解約通告まで続けられること」(QRW, 136-7)。また、もう一方の重要な遠隔地市場である上部ドイツについては、ツンフトが、直接に商人と委託販売契約を結んでいる。1560年頃の陶工内部の係争文書は、「当手工業では、誰もが家計維持のため製品を託する、我らの陶器商人に、上部ドイツ地方の商業旅行を秋に行わせ、取引に当たらせることを慣習としてきた」(QRW, 143)と述べる。しかし、第三期の工芸品生産への傾斜と、新技法の特定家系=クヌイトゲン家への集中は、彼らの商業進出=既述の対内的平等原則の動揺を招いている。同じ文書は、この点を次のように伝える。「ペーター=クヌイトゲンはツンフトの委託販売に満足できず、他の商人と関係を結び、ジークブルク製品と並び外部製品を運び・販売させている。…ペーターは、前年の秋には4回にわたりツンフト全体の生活を賄えるほど大量の製品を送り、一人私服を肥やしている」と。

る微妙な表現を含む。筆者は、新たな信用関係の展開と理解したい。上記の1457年史料から明らかな、委託商人との関係をより強固な基盤上に置く、抵当設定が登場する。

「陶工は、量の多少にかかわらず、債権・債務と製品販売のために保証人を設定してはならない。商人の側が、抵当設定を希望する場合、陶工は4人のツンフト首長の立ち会いのもとで行うべし。4人のツンフト首長が、抵当金額を見積り金額を提示した時点で、製品を引き渡すか、あるいは金額の修正を求めるかし、その後で製品を荷積みするか、放置するか決めるべし。信用ある保証人を立てるとき、0.5グルデンを越えてはならない」(QRW, 114), 「陶工は、他の陶工の製品購入に当てるための抵当を商人に貸与してはならない」(QRW, 115), 「陶工は、2グルデン以上の製品代金の代わりに商品を受け取るべからず。そのときケルンとジークブルク双方で共通に流通する貨幣で受け取るべし。その際4名のツンフト首長の立ち会い・助言を留め、2グルデン以上の抵当設定を行ったときには、規定の罰金刑に処す。但し、陶工が製品の代金を穀物で受け取る場合、その時々の方の市場の価格を越えないかぎり、穀物で受け取ってもよい」(QRW, 118)。ライン左岸の製陶業の中心都市フレヘンと違って、ケルン・低地地方の商人による明瞭な問屋制的関係は確認できないが(田北[77], 868)、この信用制度の新たな展開は注目される。とりわけ、この時期製陶業を越えて、経済全体に深く浸透し、中心地システムを支える制度的基盤ともなっていたからである。

(3) 信用関係

1990年キールにおいて「中世後期・近世の信用」をテーマに掲げた国際研究集会が、開催された。そのなかでH. ファン＝デア＝ヴェーは、

「私的信用の歴史に関する研究。方法論的な概観」と題する報告を担当し、その冒頭で共通テーマに関わる簡明な概観を与えている。「中世後期以来信用制度は、局地的、地域的、および国際的な商業取引において隅石の地位を占めていた。…さらに信用は、中世後期には既に、都市手工業者と農民の日常生活に深く浸透していた」(Van der Wee [56], 215)。この指摘は、中世後期ケルンの経済にも当てはまる。特に、信用関係の商業から日常生活・手工業への浸透が、検証されているからだ(Irsigler [21], 297-8)。また、ジークブルクに関して、ジークブルク居住のユダヤ人金融業者の債権証書に挙げられた顧客一覧が、手がかりとなる(表-2)。「商業取引と原料購入のためにタイムリーな時点の信用」(Irsigler [25], 130)と、表現されるように、広範な手工業者・小商人による小額の短期借入れが確認される。さらに、手工業生産における信用関係の展開は、前述の陶工の事例と、問屋制的関係を軸にした中世後期ケルン「経済統一体」、から容易に看取できる。その意味から、上述の国際研究集会でR. ホールバハが、13-16世紀ドイツ手工業における信用の位置と絡めて、「手工業にとって中世は、信用経済の時代だった」(Holbach [48], 157)と述べたのも、決して誇張ではない。

それと並んで、中世後期下ライン地方の信用制度における重要な変化は、主要な信用供与者の交替である。端的には、ユダヤ人やロンバルト人に代わる在地商人・金融業者の台頭と表現できる。14世紀半のペスト流行時のユダヤ人迫害(ケルンでは1424年に追放)——トリーア大司教領では、ユダヤ人の影響は長く残る——を契機に、その影響力は大きく後退した(Ennen [13], 69-72; Irsigler [25], 132-9)。ここに

生じた金融市場の空隙を埋めるかのように、ロンバルト人が進出する。14世紀前半下ライン中小都市多数へのロンバルト人の定住が、それを雄弁に物語っている（地図-5 参照）。しかし、彼らの優位も長くは続かなかった。14世紀末以降ケルン商人が、彼らに取って代わるからだ。ケルン商人の主導的地位の獲得は、ユダヤ人・ロンバルト人金融業者の完全な排除を意味するわけではないが、時代の要請に応える制度の導入も伴っていただけに、広く受け入れられた。

ユダヤ人・ロンバルト人の高利（年16～33～50%）・短期貸付に代わる、いわゆる定期金債務による低利（4～10%）・長期貸付（終身・世襲）への転換が、それである。この定期金債務は、次の制度的条件と相まって、慢性的な資金不足に悩む都市・聖俗領主に急速に普及した。第一に、債務基盤の不動産から資産全体への拡大による、返済不能の危険性の減少。第二に、突然の返済請求を回避する、解約通告権の債務者への限定。第三に、第二点とは逆に、債権者に有利な条件として世襲定期金の譲渡・相続の保証。中世ケルンの都市会計簿の編者である R. クニピングに従えば、ケルン最初の終身定期金の受領書は、1312年に伝来する（Knipping-I, XXVI-XXX, 210-17）。しかし、定期金債務の制度が整備され、都市会計簿に継続的な記録が始まるのは、1350年以降のことである。そして、1377/92年終身定期金に加えた世襲定期金の導入と、1394年事務繁忙を理由とした、債務処理専門の「土曜日の会計局」の開設とを契機に、14世紀末には都市財政に深く根を下ろしてくる。

ここジークブルクにあって定期金債務への移行は比較的遅く、14世紀末以降のことである。しかし、折しも修道院長・ベルク大公・市民の都市内闘争と時期的に重なったこともあって、

定期金販売は急増する。この抗争の最中の1401年修道院長から「教会法の利子禁止」を理由に禁止された定期金販売は（UB-II, 19）、1403年修道院長・市民の和解文書では「終身定期金証書の発行」（QRW, 76）が明記され、公認される。特に、1403年の都市火災は極度の財政逼迫と、定期金支払のための新規の定期金販売という悪循環に導いたからだ。例えば、最古の都市会計記録の伝来する1429/30年の経常収入は、3579マルクだったのに対し、終身定期金債務は13055マルク——定期金支払額は1517マルク——にも達している（Lau, 74-6）。その後、債務累積のなか1437/38年を境に、定期金率の低い世襲定期金への重心移動も図られる（表-6 参照）。この間、ジークブルクにとって最も重要な定期金市場となったのが、ケルンである。都市会計記録が断片的に伝来する1403年以後について F. ラウは、「定期金購入者のなかで、ケルン市民が群を抜いて筆頭に位置し、人数の点でそれに次ぐのがジークブルクの聖職者だった」

（Lau, 76）と、述べる。同時に、表-6 に明らかなように、都市だけでなく都市領主＝修道院長も、ケルン金融市場に強く依存していた。

この点、周辺中小都市も例外ではない。ライン左岸の中都市デュレンからは、既に1366年以来ケルン市民への定期金債務を確認できる（Kaemmerer-I/2, 163-5）。都市デュレンによるユリヒ大公の債務肩代金17500シルトは、ケルン市場での終身定期金販売を通じて調達されている。ちなみに、その際ケルンの定期金購入者は、1407年国王ルプレヒトの文書では300人、1417年国王ジークムントの債務返済に関する仲裁文書によれば、「都市ケルン内だけで聖職者・俗人併せて400人」にも達する（Kaemmerer-II, 260-1, 287-9）。

このように定期金制度の確立は、ケルンを頂点とする金融的な中心地システム形成と並行している。ただ、定期金売買をめぐるケルンとの関係も、決して一方通行ではなかった。1473-75年帝国防衛戦争の色彩を帯びるノイス戦争を境に、ケルン財政は極度に悪化し、逆に周辺中小都市での定期金販売を余儀なくした。ジークブルクでは1486年に(表-6)、またデュレンでは1476, 1480, 88, 97, 99の各年に、ケルンの定期金販売を確認できる(Kaemerer-I/2, 594-6, 633-6, 636-7, 689)。このような定期金売買の交互関係の基礎に、ケルンとの緊密な貨幣関係があったことは、言うまでもない。

むすび

本論では、中世盛期・後期小都市ジークブルクを対象とし、特に近隣の都市ケルンとの経済関係を軸に、その市場機能の変化を追跡した。その際、修道院市場→商業地→「完全都市」に関するフリントの段階的発展説、中心地の中心性序列の確定指標として市場領域の広がりに関するシェラーの見解、および下ライン地方における経済的な中心地システムの形成・編成替えに関するイルグラーの見解、の可否を問う形で検討してきた。もっとも、表題の「中世後期ケルン空間の中心地システムの確立」を結論するためには、今後多数の都市を対象とした実証研究の積み重ねが必要なのは、十分承知している。その意味から本稿は、あくまで小都市ジークブルクの市場機能に反映された限りの、中間総括の域を出るものではない。最後に、本稿でもしばしば比較材料に取り上げてきた、中小都市チュルピヒとデュレンに関する検討結果も念頭に、冒頭で提起した問題に解答を寄せる

ことで、結びとしたい。

第一に、この地方の経済的な中心地システムにおいて中世後期は、大きな分岐点をなしていた。中世盛期下ライン諸都市の緩やかな年市システムから、中世後期ケルンを頂点とする生産・流通双方に誇がる中心地システムへの編成替えを看取できるからだ。12世紀後半に輪郭を整えてくる下ライン諸都市の年市システムは、ケルン、アーヘン、デュイスブルク、ユトレヒトの4都市を頂点とし、ジークブルク、ボン、エッセン、ノイスの中小都市を連環としつつ遠隔地商業・地域商業を組織し、また修道院市場ベディンクの例から窺えるように、在地商業の中心地も、その広大な裾野に組み入れていた。この年市システムは、近年シャンパーニュやフランドルの年市にも比肩されるように、下ライン地方の経済で重要な役割を演じた。しかし、その意義を過大に評価することも許されない。ジークブルクとケルンの経済関係にしても、1184年ジークブルク『奇蹟伝』の一節から窺える、年市商業を除けば、金銀細工のような奢侈品工業に限られていた。何よりも、地域的な商業・手工業関係の恒常化に不可欠な制度的基盤に欠けていた。13世紀半ば以降、この年市システムが急速に解体に向かう事実が、基盤の脆弱さを雄弁に物語っている。

中世後期に上記の4都市のなかから抜け出たケルンを核に、周辺の中小都市との間に商業・手工業・金融的な中心地システムの再編が進む。ここに、市場(シュターペル・取引所)、手工業(ツunft・製品の規格化)、信用(問屋制度・定期金売買)を始め確固たる制度基盤の上に中心地システムが確立してくる。それは、ケルン「経済統一体」に象徴される、問屋制度を紐帯とした手工業的な分業関係に留らない。ジーク

ブルクの例に明らかなように、大量需要に支えられた食料品についても、ケルンの高次の分配機能を確認できるからだ。その際、商品の流れは決して一方通行ではなかった。上位中心地ケルン経由での域外商品の輸入・分配と域内余剰商品の集荷とは交差しており、文字通り交互関係によって緊密に結合する中心地システム像が鮮明に浮かび上がる。ジークブルク手工業においてイルジーグラの主張する問屋制的関係こそ検出できないが、原料供給の相互依存、同一規格の継承を契機とした市場販売・検査制度の相互依存、および製陶業の例に見える、抵当設定による商人・手工業者の関係強化を確認できる。さらに、14世紀以降定期金制度の普及が、ケルンを金融的な上位中心地の地位に押し上げたことに、もはや多言は不要であろう。

第二に、このような中心地システム編成替えの原動力は、地域内外の諸力の重層的作用に求めることができる。端的には、13-14世紀初頭ヴィリカチオン制の解体と定期借地への移行、それに伴う農民経済の自立性の拡大、あるいは地域間商業の活性化をもたらす生産の地域特化——下ライン北部の牧畜経営への傾斜と、西部平野部の穀物と並ぶ商品作物栽培の普及——、さらにケルン市場を経由したイングランド・低地地方の経済活力の流入、が挙げられる。このような都市・農村の同時並行的な経済構造の転換——手工業の部門間・工程間の隆替と一部に集約農法の採用も伴う手工業原料・飼育作物栽培の拡大とによって特徴づけられる——の凝集的な表現が、ケルン「経済統一体」に他ならない。

ジークブルクも、それと無縁ではなかった。近隣の農業構造の転換を受けて、手工業原料の集荷地として市場機能を強めた。15世紀後半か

らケルンの部門間隆替を象徴しつつ飛躍的に発展した、ビール醸造業へのホップ供給が、その代表例である。また、ケルンの食料・原料・製品の全てにわたる高次の集荷・分配機能の確立は、中位中心地ジークブルクの市場機能の拡充を促進した。さらに、手工業におけるケルンとの密接な連動関係も看過できない。15世紀以降イングランド産中間製品の大量流入を背景としたケルン羊毛工業の構造転換と歩調を合わせ、ジークブルクも仕上工程への重心移動を進め、特に、ケルン規格の受容を基礎に顕著な発展をとげて、1547年毛織物工ツンフトの形成をもたらした。1488年ツンフト規約の発給を受けるまでの皮鞣工の成長も、ケルン皮革工業からの吸収力を考慮して初めて説明できる。

従って、中世後期ジークブルク経済は、全体として「危機」ではなく、「構造転換」による新たな胎動過程にあった⁽¹⁰⁾。通説から「危機」の兆候に挙げられる1403年都市火災後の財政逼迫を振り所に、その深刻さを誇張してはならない。1450年以降債務の漸次解消を窺う都市当局の定期金販売の激減(表-6)、あるいは1441年都市当局のベルク大公への臨時の貨幣貸付額、450

(10) W. ライニングハウスは、14-19世紀マルク伯領のツンフト・手工業史に関する概観——同時に伯領全体の関係史料の一覧作成も兼ねる——において、中世後期ヴェストファーレン都市の経済局面をめぐる議論にも興味ある論点を提示する(Reininghaus [52a]13-14)。これまでヘルヴェーク沿いの主要都市、ドルトムントとゾーストの経済的停滞を基礎に主張されてきた、都市経済全般の停滞説が祖上に載せられ、2重に経済の重心移動に彩られた構造転換説が対置される。すなわち、鉄(針金)加工業の急成長とケルン・低地地方との商業関係の緊密化に伴う北部地域の台頭と、小都市の新たな中心地としての地位上昇とが、同時進行した。従って、危機説に代わる、中心地システムの内外諸力による編成替えの視点の導入と、中世後期の小都市の叢生の中に「半都市・発育不全都市」といった衰退の兆候をでなく、近世に繋がる発展の兆候をみることで、2点で銘記する価値がある。

グルデン——1429/30年都市歳入の43%に相当——を市民が負担可能だった事実は (QRW, 84), その間の市民の経済力上昇を示唆する。

第三に, 中世後期ケルン空間の経済を, 上記のような構造転換や中心地システムの再編と捉えるからといって, 決して「都市の黄金時代」といった楽観的な像を提示するつもりはない。ケルンの場合, 経済構造の転換には, 手工業部門・工程間の隆替による多数の熟練労働者の生業機会の喪失が, そして構造転換の担い手である親方＝問屋主の台頭には, その前提として手工業者の広範な階層分化が, それぞれ付随して, 都市内の社会的緊張を増幅したことは間違いない。その象徴的表現が, 14世紀後半から繰り返し発生した「市民闘争」に他ならない。ジークブルクの場合, 「市民闘争」は, 支配構造と社会経済構造の特質, あるいはツンフト形成の後発性も反映して, はるかに複雑な様相を呈する。詳細な検討は, 別の機会に譲るが, 1395-1407年修道院長・ベルク大公間の都市支配権抗争と市民の「自治権」闘争の交錯の中での修道院長派の市長・市参事会員の解任劇の形で, また1441年市民集会で作成された苦情書の提出として, 行われるといった具合である (Lau [35]: Wisplinghoff [38] QRW, 83-88)。

しかし, 中心地システム確立の衝撃を, 都市の社会階層の緊張増幅に限定することは, 一面的に過ぎる。その背後には, 市民の中核をなす手工業者の経済力上昇と, それを踏まえた政治的影響力の拡大が, 横たわっている。この点は,

ケルンを頂点とする中心地システム確立に対応して, ジークブルクの肉屋, 皮鞣工, 陶工および毛織物工が, 順次ツンフト規約の公認を受けた事実から容易に看取できる (表-1 参照)。別稿でも触れたように, 新たな事態に対処すべく営業独占権を要求する手工業者と, 税収に加え親方資格取得料・罰金の取り分から収入増加を図る修道院長との, 利害の接点でツンフトが形成された。しかし, それまでの市場管理・徴税目的に「上」から編成されたアムト的組織と比べて, 修道院長の様々な規制にもかかわらず, 自律性の高いツンフトが形成されたこと自体, 重要なのである。特に, 次なるステップ, すなわち1540年代～1573年ジークブルク宗教改革運動の推進者となったのは, このツンフトに結集した手工業者だったからである (田北[80], 388-90)。

中世後期の都市史において地域的接近の必要が叫ばれて既に久しい。その要に「封建制の有機的構成要素」(Jastrebieckaja [49], 125-6) の特性をより強く刻印された小都市を据え, 特に地域レベルの経済的な中心地システム, 地域の政治・支配構造, 社会政治運動の個々の都市を越える連動性, 都市の内部構造差に応じた多様な反応形態, の4点を念頭に小都市研究を行うことを, 今後の課題としたい。それを通じて, 狭義の都市史だけではなく, 中世後期の危機論, 「市民闘争」およびツンフト史にも新たな展望が開けると考えるからである。

文 献 目 録

〈刊行史料〉(Siegburg, Köln, Düren, Blankenberg)

- [1] F. Lau (hrsg.), *Quellen zur Rechts- und Wirtschaftsgeschichte der rheinischen Städte. Bergische Städte ; I. Siegburg*. Bonn 1907 (史料部はQRWと, 緒言は, Lauと略す)。
- [2] E. Wisplinghoff (hrsg.), *Urkunden und Quellen zur Geschichte von Stadt und Abtei Siegburg*. 2 Bde., Siegburg

1964/85 (UQ と略す)。

- [3] L. Ennen (hrsg.), *Quellen zur Geschichte der Stadt Köln*. Bd. 6, Köln 1879.
- [4] E. Kaeber (hrsg.), *Quellen zur Rechts- und Wirtschaftsgeschichte der rheinischen Städte. Bergische Städte ; II. Blankenberg*. Bonn 1911.
- [5] W. Kaemmerer (hrsg.), *Urkundenbuch der Stadt Düren 748-1500*. 2 Bde., Düren 1971/74.
- [6] R. Knipping (hrsg.), *Die Kölner Stadtrechnungen des Mittelalters*. 2 Bde., Bonn 1897/98.
- [7] B. Kuske (hrsg.), *Quellen zur Geschichte des Kölner Handels und Verkehrs*. 4 Bde., Bonn 1917/34.
- [8] H. Loesch (hrsg.), *Die Kölner Zunfturkunden nebst anderen Gewerbeurkunden bis zum Jahre 1500*. 2 Bde., Bonn 1907.
- [9] W. Stein (hrsg.), *Akten zur Geschichte der Verfassung und Verwaltung der Stadt Köln im 14. und 15. Jahrhundert*. 2 Bde., Bonn 1893/95.

〈研究文献①〉ライン地方関係

- [10] H. Dinstühler, *Die Jülicher Landrentmeister-Rechnung von 1434/35*. Bonn 1989.
- [11] E. Dösseler, Die Niederrhein und die Brabanter Messen zu Antwerpen und Bergen-op-Zoom vom Ende des 14. bis zum 16. Jahrhunderts. in : *Düsseldorfer Jahrbuch*, 57/58, 1980, SS. 47-97.
- [12] E. Ennen, Kölner Wirtschaft im früh- und Hochmittelalter. in : H. Kellenbenz (hrsg.), *Zwei Jahrtausende Kölner Wirtschaft*. Bd. 1, Köln 1975, S. 87-204.
- [13] E. Ennen, Grundzüge des niederrheinländischen Städtewesens im Spätmittelalter 1350-1550. in : E. Ennen/K. Flink (hrsg.), *Soziale und wirtschaftliche Bindungen im Mittelalter am Niederrhein*. Kleve 1981, S. 55-94.
- [14] E. Ennen, *Rheinisches Städtewesen bis 1250. (Geschichtlicher Atlas der Rheinlande. Beiheft VI/1)*. Köln 1982.
- [15] K. Flink, Stand und Ansätze städtischer Entwicklung zwischen Rhein und Maas in salischer Zeit. in : B. Diestelkamp (hrsg.), *Beiträge zum hochmittelalterlichen Städtewesen*, Köln/Wien 1982, S. 170-95.
- [16] W. Herborn, Die wirtschaftliche und soziale Bedeutung und die politische Stellung der Siegburger Töpfer. in : *Rheinisches Jahrbuch für Volkskunde*, 24, 1982, S. 127-162.
- [17] W. Herborn, Kleinstädtisches Tuchmachergewerbe im Kölner Raum bis in die frühe Neuzeit ; Deutz, Müstereifel, Siegburg. in : *Rheinisches Jahrbuch für Volkskunde*, 27, 1987/88, S. 59-82.
- [18] J. A. van Houtte, *Die Beziehungen zwischen Köln und den Niederlanden vom Hochmittelalter bis zum Beginn des Industriezeitalters*. Köln 1969.
- [19] F. Irsigler, Ein Großbürgerlicher Kölner Haushalt am Ende des 14. Jahrhunderts. in : E. Ennen/G. Wiegelmann (hrsg.), *Festschrift Mathias Zender*. Bd. 2, Bonn 1971, S. 635-68.
- [20] F. Irsigler, Getreidepreise, Getreidehandel und städtische Versorgungspolitik in Köln im 15./16. Jahrhundert. in : W. Besch (hrsg.), *Die Stadt in der europäischen Geschichte. Festschrift E. Ennen*. Bonn 1972, S. 571-610.
- [21] F. Irsigler, Kölner Wirtschaft im Spätmittelalter. in : H. Kellenbenz (hrsg.), *Zwei Jahrtausende Kölner Wirtschaft*. Bd. 1, Köln 1975, S. 217-319.
- [22] F. Irsigler, *Die wirtschaftliche Stellung der Stadt Köln im 14. und 15. Jahrhundert*. Wiesbaden 1979.
- [23] F. Irsigler, Stadt und Umland im Spätmittelalter. Zur zentralitätsfördernden Kraft von Fernhandel und Exportgewerbe. in : E. Meynen (hrsg.), *Zentralität als Problem der mittelalterlichen Stadtgeschichtsforschung*. Köln/Wien 1979, S. 1-14.
- [24] F. Irsigler, Zum Kölner Viehhandel und Viehmarkt im Spätmittelalter. in : E. Westermann (hrsg.), *Internationaler Ochsenhandel 1350-1750*. Bamberg 1979, S. 219-234.
- [25] F. Irsigler, Juden und Lombarden am Niederrhein im 14. Jahrhundert ; mit Anhang, das Schuldnerverzeichnis des Juden Simon von Siegburg. in : A. Haverkamp (hrsg.), *Zur Geschichte der Juden in Deutschland des späten Mittelalters und der frühen Neuzeit*. Stuttgart 1981, S. 122-162.
- [26] F. Irsigler, Die Gestaltung der Kulturlandschaft am Niederrhein unter dem Einfluss städtischer Wirtschaft. in : H. Kellenbenz (hrsg.), *Wirtschaftsentwicklung und Umweltbeeinflussung*. Wiesbaden 1982, S. 173-95.
- [27] F. Irsigler, Die Auflösung der Villikationsverfassung und der Übergang zum Zeitpachtsystem im Nahbereich niederrheinischer Städte während des 13./14. Jahrhunderts. in : H. Patze (hrsg.), *Die Grundherrschaft im späten Mittelalter*. Teil 1, Sigmaringen 1983, S. 295-311.

- [28] F. Irsigler, Stadt und Umland in der historischen Forschung. Theorie und Konzept. in : N. Blust/J. Hoock/
F. Irsigler (hrsg.), *Bevölkerung, Wirtschaft und Gesellschaft*. Trier 1983, S. 13-38.
- [29] F. Irsigler, Grundherrschaft, Handel und Märkte zwischen Maas und Rhein im frühen und hohen Mittelalter.
in [45], S. 52-78.
- [30] H. Kellenbenz, Wolltuchproduktion und Tuchhandel in Rheinland und Westfalen und an der Norden. in :
Produzione, commercio e consumo di panni di lana. Firenze 1976, p. 279-300.
- [31] E. Keyser (hrsg.), *Rheinisches Städtebuch*. Stuttgart 1957 (Artikel "Siegburg". S. 374-79).
- [32] B. Kuske, Handel und Handelspolitik am Niederrhein vom 13. bis 16. Jahrhundert. in : *Hansische Geschichts-
blätter*, 15, 1909, S. 301-27.
- [33] B. Kuske, Die Märkte und Kaufhäuser im mittelalterlichen Köln. in : *Jahrbuch des Kölnischen Geschichts-
vereins*, 2, 1913, S. 75-133.
- [34] B. Kuske, Der Kölner Stapel und seine Zusammenhänge als wirtschaftspolitisches Beispiel. in : *Jahrbuch des
Kölnischen Geschichtsvereins*, 21, 1939, S. 1-46.
- [35] F. Lau, Der Kampf um die Siegburger Vogtei 1399-1407. Eine Denkschrift des 15. Jahrhunderts. in : *Zeitschrift
des Bergischen Geschichtsvereins*, 38, 1905, S. 60-134.
- [36] W. Schönfelder, *Die wirtschaftliche Entwicklung Kölns von 1370 bis 1513*. Köln 1970.
- [37] O. Treptow, Untersuchungen zur Topographie der Stadt Siegburg. in : W. Besch (hrsg.), *Die Stadt in der
europäischen Geschichte. Festschrift für E. Ennen*. Bonn 1972, S. 701-70.
- [38] E. Wisplinghoff, Zu den Streitigkeiten zwischen dem Abt von Siegburg, dem Herzog von Berg und der Stadt.
in : *Heimatblätter des Siegkreises*, 32, 1964, S. 31-36.
- [39] E. Wisplinghoff, Beiträge zur Wirtschafts- und Besitzgeschichte der Benediktinerabtei Siegburg. in : *Rheini-
sche Vierteljahrsblätter*, 33, 1969, S. 78-138.
- [40] E. Wisplinghoff, *Die Benediktinerabtei Siegburg (Germania Sacra. NF. 9)*. Berlin/New-York 1975.

〈研究文献②〉 その他

- [41] H. Ammann, Vom Lebensraum der mittelalterlichen Stadt. in : *Berichte zur deutschen Landeskunde*, 31, 1963,
S. 284-316.
- [42] H. Ammann, *Die wirtschaftliche Stellung der Reichsstadt Nürnberg im Spätmittelalter*. Nürnberg 1970.
- [43] Ch. Chase-Dunn, The comparative study of world-systems. in : *Review*, 15-3, 1992, p. 313-34.
- [44] K. Fehn, *Die zentralörtlichen Funktionen früher Zentren in Altbayern*. Wiesbaden 1970.
- [45] K. Flink/W. Janssen (hrsg.), *Grundherrschaft und Stadtentstehung am Niederrhein*. Kleve 1989
- [46] A. G. Frank, A theoretical introduction to 5000 years of world system history. in : *Review*, 13-2, 1990, p. 155
-248.
- [47] P. M. Hohenberg/L. H. Lees, *The Making of Urban Europe 1000-1950*. Cambridge/London 1985.
- [48] R. Holbach, "Im Auff Arbeit Gelihen". Zur Rolle des Kredits in der gewerblichen Produktion vom Mittelalter
bis ins 16. Jahrhundert. in : M. North (hrsg.), *Kredit im spätmittelalterlichen und frühneuzeitlichen Europa*. Köln/
Wien 1991, S. 133-58.
- [49] A. L. Jastrebieckaja, Die europäische Kleinstadt des Mittelalters in vergleichender Sicht. in : *Jahrbuch für
Geschichte des Feudalismus*, 11, 1987, S. 105-126
- [50] W. Kagel, Zu Fragen der Stadt-Land-Beziehungen während des 13. und 14. Jahrhunderts im
nord-westdeutschen Raum. in : *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte*, 1988-IV, S.83-93.
- [51] R. Kiessling, Stadt-Land-Beziehungen im Spätmittelalter, in : *Zeitschrift für bayerische Landesgeschichte*, 40,
1977, S. 829-67. (田北廣道訳「中世後期の都市・農村関係」森本芳樹編訳『西欧中世における都市と農村』九州大学
出版会 1987年, p. 165-240, 所収).
- [52] R. Kiessling, Stadt und Land im Textilgewerbe Ostschwabens vom 14. bis zur Mitte des 16. Jahrhunderts.
in : N. Bulst/J. Hoock/F. Irsigler (hrsg.), *Bevölkerung, Wirtschaft und Gesellschaft*. Trier 1983, S. 115-137.
- [52a] W. Reininghaus, *Zünfte, Städte und Staat in der Grafschaft Mark*. Münster 1989.
- [53] P. Schöller, Der Markt als Zentralisationsphänomen. in : *Westfälische Forschungen*, 15, 1962, S. 85-90.
- [54] H. Steinmeyer, Die Entwicklung der Ulmer Sommermesse (des späteren Veitsmarktes) und ihre Einordnung

- in das süddeutsche Handelssystem bis zum Ende des Reichsstadtzeit. in : *Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, 77, 1990, SS. 323-349.
- [55] W. Stromer, Zur Organisation des transkontinentalen Ochsen- und Textilhandels im Spätmittelalter. in : E. Westermann (hrsg.), *Internationaler Ochsenhandel 1350-1750*. Bamberg 1979, S. 171-95.
- [56] H. Van der Wee, Forschungen zur Geschichte des privaten Kredits. Ein methodologischer Überblick. in : M. North (hrsg.), *Kredit im spätmittelalterlichen und frühneuzeitlichen Europa*. Köln/Wien 1991, S. 217-22.
- [57] 大黒俊二「中世南北商業とシャンパーニュの大市——主としてジェノヴァの公証人文書よりみたる」『西洋史学』119, 1981年, p. 21-43.
- [58] 岡村明美「中世ポワチエ流通税表の分析」『社会経済史学』56-6, 1991年, p. 1-31.
- [59] 加藤哲実「中世交易地聖アイヴズと周辺の農村」『比較都市史研究』8-2, 1989年, p. 31-45.
- [60] 佐藤彰一「メロヴィング期ベリィ地方における空間組織——古代的都市・農村関係の存続と展開」『名古屋大学文学部研究論集』107, 1990年, p. 69-86.
- [61] 塩沢由典『市場の秩序学——反均衡から複雑系へ』筑摩書房 1990年
- [62] 田中正義「中世市場についての一考察」『立教経済学研究』42-3, 1989年
- [63] 丹下栄「中世初期アルデンヌ地域における経済拠点の生成——サン・テュベールとその周辺」『西洋史論叢』12, 1990年, p. 1-15.
- [64] 藤田裕邦「西洋中世初期市場史の一考察——ヘクスター=コルヴァイ区域の市場をめぐって」『市場史研究』7, 1990年, p. 1-17.
- [65] 森本芳樹「9世紀西欧農村の都市形成力に関する考察——ブリュム修道院所領明細帳を主たる素材として」森本芳樹編著『西欧中世における都市・農村関係の研究』九州大学出版会 1988年, p. 91-145.
- [66] 森本芳樹「西洋中世の都市=農村関係」社会経済史学会編『社会経済史学の課題と展望. 社会経済史学会60周年記念』有斐閣 1992年, p. 194-202.
- [67] 山田雅彦「中世フランドルの小都市メーセンの発展と年市」『比較都市史研究』9-2, 1990年, p. 13-27.
- [68] 山田雅彦「中世都市ヘントの流通地理——流通税表が語る都市史」『市場史研究』9, 1991年, p. 1-28.
- [69] 田北廣道「イルジグラーの中世後期ケルン」『経済構造の転換』論の諸問題『比較都市史研究』2-2, 1983年, p. 31-47.
- [70] 田北廣道「中世後期ラインラントの小都市チュルピヒにおける年市とその市場機能について——14・15世紀判告録の分析を中心に」(上)(下),『商学論叢』27-4, 1983年, p. 711-38: 同28-1, 1983年, p. 99-123.
- [71] 田北廣道「13-16世紀ラインラント地域内商業と小都市研究——デュレンの場合」(上)(下),『商学論叢』29-1, 1984年, p. 105-151: 同29-2・3, 1984年, p. 659-97.
- [72] 田北廣道「1960年以降西ドイツ学界における中世盛期・後期の都市・農村関係に関する研究」(上)(中)(下),『商学論叢』31-1, 1986年, p. 113-154; 同32-1, 1987年, p. 59-93; 同32-3, 1987年, p. 131-62.
- [73] 田北廣道「西欧中・近世のツunft・手工業史に関する最近の研究動向——西ドイツ学界を中心に」『商学論叢』31-3/4, 1987年, p. 399-434.
- [74] 田北廣道「中世都市史の研究方法としての中心地論の意義と限界」『商学論叢』32-3, 1987年, p. 35-67.
- [75] 田北廣道「14-16世紀大都市・周辺地間の経済諸関係の一側面——ケルン甲胃工ツunftの場合」森本芳樹編著『西欧中世における都市・農村関係の研究』九大出版会 1988年, p. 449-498.
- [76] 田北廣道「14-16世紀ケルン職人史研究序説——中世後期職人運動『非展開』地域の構造解明に向けて」『(福岡大学総合研究所) 研究所報』105, 1988年, p. 21-49.
- [77] 田北廣道「中・近世ラインラントにおけるツunft・手工業史研究の諸問題——『ライン都市図』を中心とした中間総括」(1)(2)『商学論叢』34-2・3, 1989年, p. 563-91: 同34-4, 1990年, p. 869-900.
- [78] 田北廣道「中小都市ツunftの政治機能について——デュレンの場合」比較都市史研究会編『都市と共同体』下巻, 名著出版 1991年, p. 1-18.
- [79] 田北廣道「中世後期の職人史研究の新動向——1970年代以降のドイツ学界」『(福岡大学総合研究所) 研究所報』135, 1991年, p. 1-31.
- [80] 田北廣道「14-16世紀小都市における支配とツunft——『修道院都市』ジークブルクの場合」『経済学研究』57-3・4, 1992年, p. 361-92.
- [81] 田北廣道「14-15世紀西欧における都市と農村」『経済学研究』57-5・6, 1992年, p. 263-76.

地図(1) 修道院の主要所領の分布

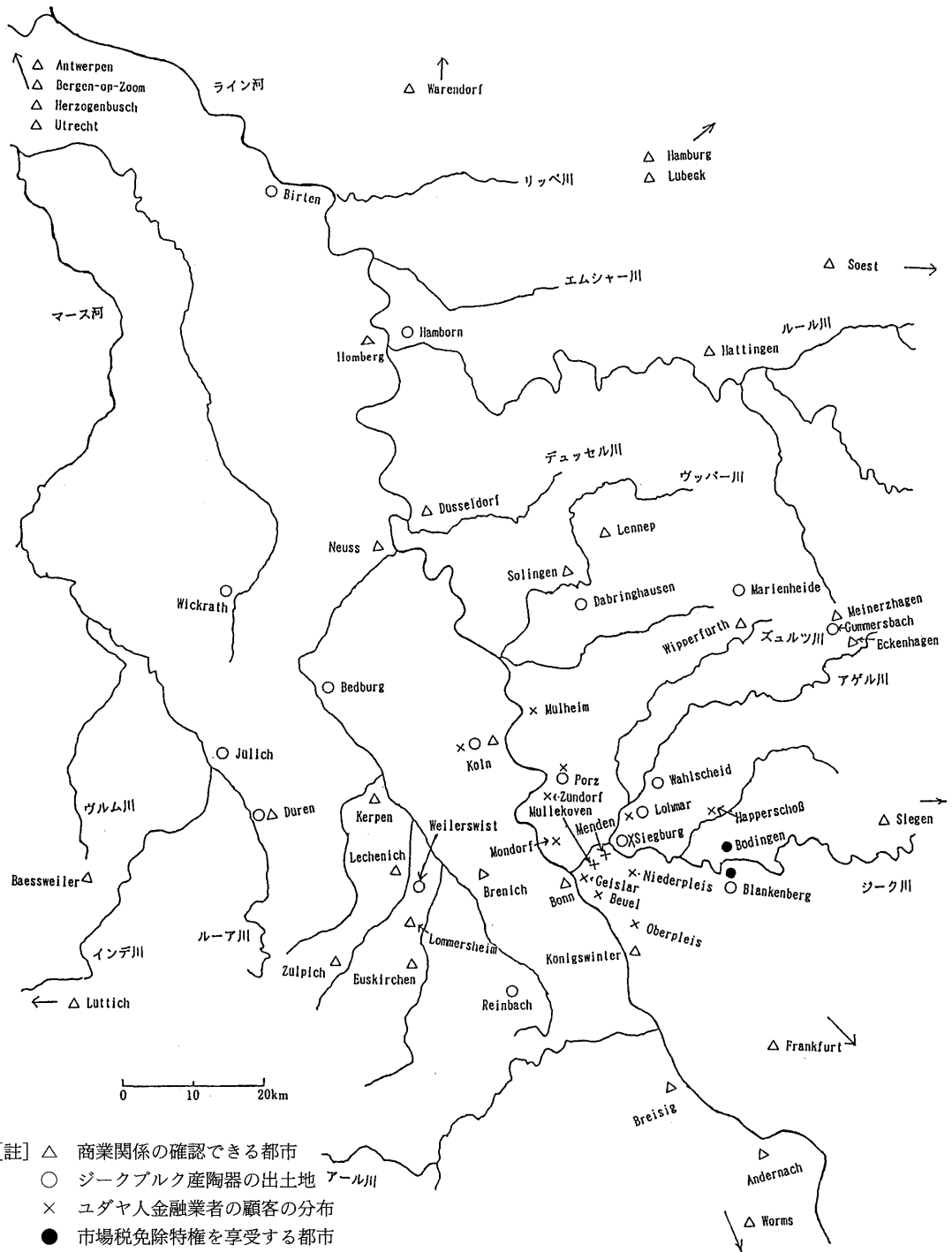


- [註] 1. 四角で囲んだ場所：1121年修道士用の穀物供給地
 2. 下線を付けた場所：1121年修道院長の食卓用所領
 3. 数字は穀物の量：単位はシェッフエル

[典拠] Wisplinghoff [39], 86.

- † 分院
 • 所領

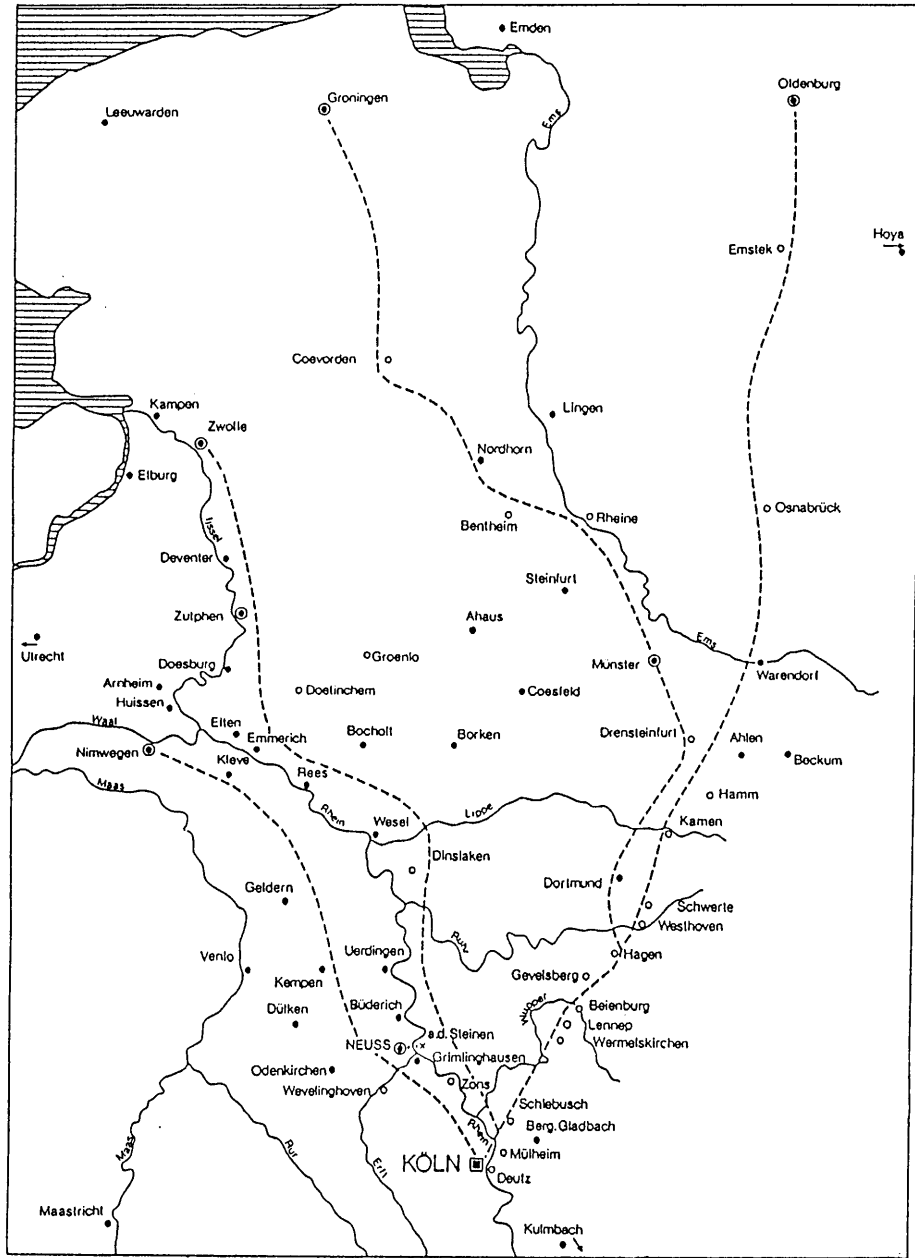
地図(2) 中世後期ジークブルクの市場領域



[註] △ 商業関係の確認できる都市
○ ジークブルク産陶器の出土地
× ユダヤ人金融業者の顧客の分布
● 市場税免除特権を享受する都市
[典拠] Lau, 85 : Herborn [16] 136 :
Irsigler [25] 142-57 : UQ-II, 547-8.

中世後期ケルン空間の中心地システムの確立

地図(3) 15世紀ケルン雄牛市場の吸引領域



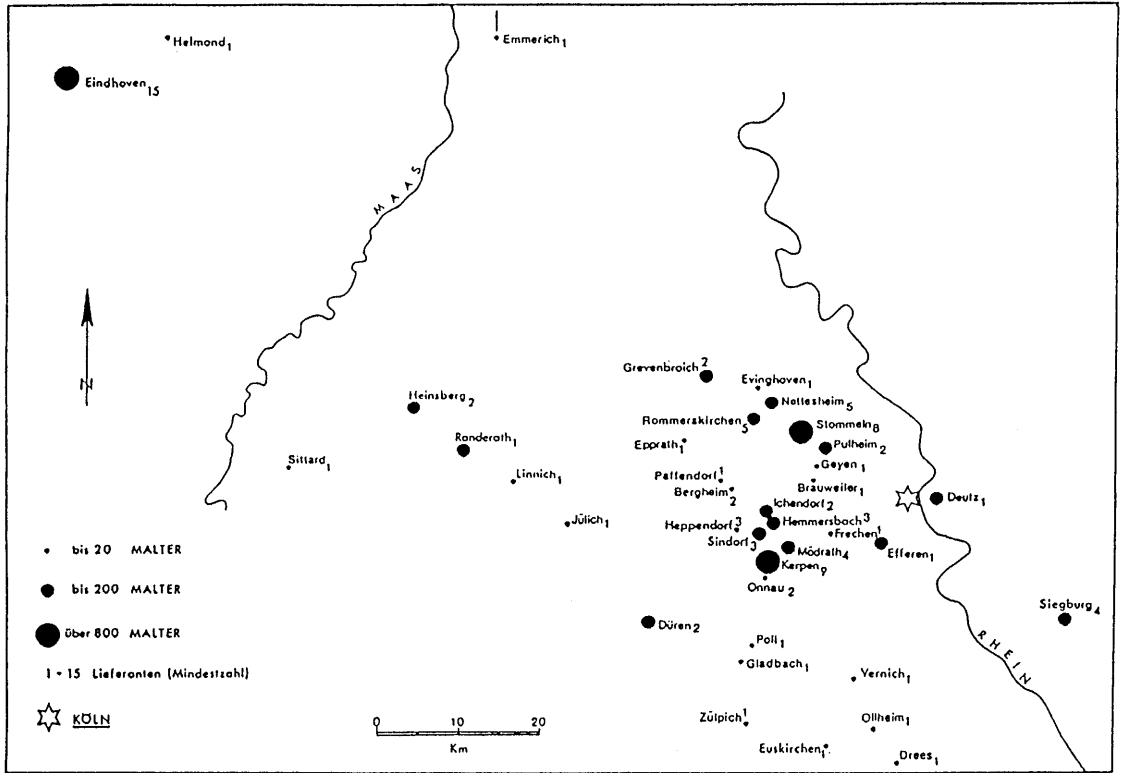
[註] ● 雄牛の購入場所ないし家畜商人の出身地

◎ 重要な雄牛市場

--- 主要な運搬ルート

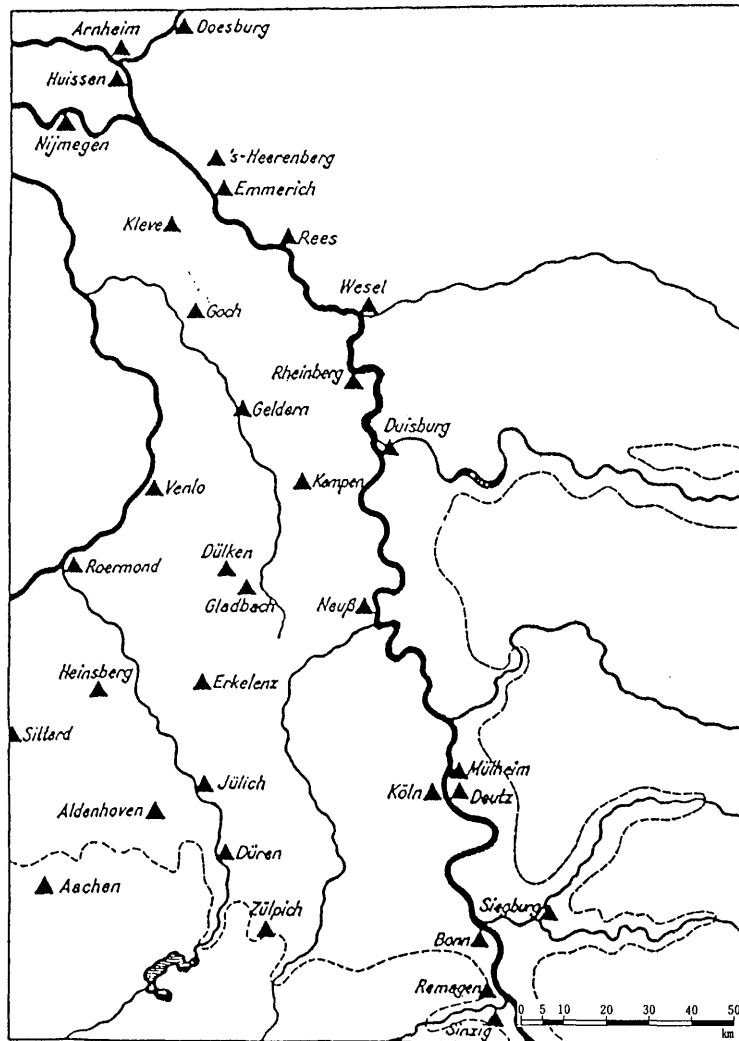
[典拠] Irsigler [24], 221.

地図(4) 1497-1511年ケルン市場へのホップ供給地



[典拠] Irsigler [22], 239.

地図(5) 14世紀下ライン都市へのロンバルト人の定住



[典拠] Ennen [13], 71.

表(1) 11-16世紀ジークブルク市場史関係の略年表

1064	ケルン大司教アンノによるミハエル山頂のベネディクト派修道院創設。(Flink, 179).
1069	ケルン大司教アンノの要請を受けた国王ハインリヒIVによる市場・流通税・造幣権の発給(QRW, 50-1). villa Antreffaの移動(Treptow, 753-7). ケルン手工業者の移入(Ennen [12] 186).
1071	国王ハインリヒIVの市場パン特権の付与: 厳密に確定されたパン領域設定. 修道院長による罰金徴収権(QRW, 51-2).
1075	聖なる司教アンノの遺言に基づく修道院への埋葬. 12Jh 半にはこの地方で最も活発な巡礼地. 1100年頃ジークブルク修道士の作成した Annolied と Vita Annonis の促進的作用(Flink, 180).
11Jh 末	ユダヤ人の定住確認(Lau, 40). 15世紀初にはケルンへ移住.
12Jh	ケルンへの移住者: ノイスと並び最高数24名(Ennen, 125). 遠隔地商人の流出(Herborn [16] 131-3).
1105/ 1121	修道院の発達: 修道士数(1075年40名~1121年120). 分院数の増加=8(Wisplinghoff [40] 64-84). 修道士用穀供給地については地図(1)参照.
1122	国王ハイリヒIVによる修道院領内の貴金属・鉱物資源の寄進: 12Jh に銀山開発(Flink, 180).
1125	ケルン大司教フリードリヒによるケルンでの流通税免許特権の発給(QRW, 52-53).
1135	造幣活動=銀山開発との関連(Flink, 180).
12Jh 半	ジークブルク商人の中部・上部ライン地方における葡萄酒取引の確認(Ennen, 186).
1174	皇帝フリードリヒIによる1069年特権追認. 周辺2マイル内の年市新設禁止(QRW, 54).
1180/3	ケルンから Gregoliusaltar, Annoschrein を購入(Ennen, 138).
1182	囲壁建設を窺わす oppidum と市政・裁判制度の中核の参審人の史料初出.(QRW, 55-6).
1183	都市ジークブルク居住の織布工 Godefridus への言及(Herborn [17] 68).
1184	キリスト昇天日(5.10)の年市での毛織物販売.(Herborn [17] 68).
1250-	修道院経済の危機~1320頃.(Wisplinghoff [40] 114-6).
1285	修道院長・参審人・市参事会によるケルン市民の人柄・商品の安全確認(QRW, 57-58).
1286	修道院のケルン市民への羊毛での債務返済(Ennen, 175).
13Jh 末	ジークブルク市場での販売のための最良穀物での地代支払義務(Kagel, 91).
13Jh 末	ロンバルト人の定住確認(Lau, 40).
1350-	ジークブルクのユダヤ人金融業者ジーマンの帳簿伝来(Irsigler [25]). ⇒別表(2)参照.
1355	粉挽税徴収(QRW, 61-2).
1357	皇帝カールIVによるジーク・アゲル川の橋梁維持のための通行税徴収許可.(QRW, 62-3): 1572年 プランケンベルク領民の通行税免除(UQ-II, 541-3, 547-8).
1358	修道院長・修道士団による都市のアクチーゼ徴収許可.(QRW, 63-6) ⇒別表(3)参照.
1376	ケルン都市当局によるジークブルク産陶器の大量購入.(Knipping-II, 234, 236, 241, 247).
1378	ベルク大公による橋での流通税免除特権の付与(QRW, 68-9).
1386	裁判条例に木曜日毎の自由な週市開催規定.(QRW, 2).
1387	ベルク大公による市民の領内流通税免除特権の付与(QRW, 70-1).
1394	ベルク大公の1357年皇帝特権の追認(QRW, 72).
1394	ベルク大公による都市のアクチーゼ徴収許可=22年期限. 毛織物税新設(QRW, 73).
1395-	修道院長と修道院守護=ベルク大公間の私闘(~1407). 市民の自治権闘争.(Lau, [35]).
1397	ケルン都市当局によるジークブルク市場訪問者の安全確保の要請(Ennen-VI, 595).
1408	チュルピヒ年市におけるジークブルク産毛織物取引の確認.(田北 [70] 103-5).
1415	国王ジークムントによる1357年皇帝カールIV. 特権の追跡(QRW, 77-8).

1417	ベルク大公によるジークブルク・ケルン・ジークブルク・ボン間の流通税免除特権 (QRW, 78-9).
1433	修道院長・修道士団による都市のアクチーゼ徴収許可. (QRW, 79-83) ⇒別表(3)参照. 毛織物アクチーゼの新設と詳細な検査・検印規定を含む.
1442	ジークブルク最古の肉屋ツunft規約. (QRW, 88-9).
1445	ケルン剪毛工の賃金公定にジークブルク産毛織物登場 (Loesch-II, 207). その先行史料の1344年毛織物商条例にはジークブルク産の欠如 (Loesch-I, 64-5).
1446	ケルン都市役人にジークブルク産陶器係の名の登場 (Stein-II, 323).
1453	靴屋ツunft規約. (QRW, 93-4).
1455	仕立屋ツunft規約. (QRW, 94-5).
c1458	パン屋ツunft規約. (QRW, 97-9).
1468	武器所有義務を負う市民の一覧=145名中42名に職業の記載. (QRW, 99-101).
c1470/ 16Jh 初	罰則簿における市場取引関係の条項 (QRW, 8-22). ⇒別表(3)参照. §. 22: 食肉価格をケルンより 1 d. 安く公定. §. 117: ケルンから購入された牛皮の工賃・税率 §. 118: 「誰でも皮鞣業を営めることとする」 (S. 20) } 皮鞣工
1486	ジークブルク市民によるケルン終身定期金500gl. の購入 (Kuske-III, 238).
1488	皮鞣工ツunft規約の発給 (QRW, 104-6). §. 4 →ケルンで購入した牛皮の工賃・税率.
1491	第二年市=聖マタイ祝日 (9. 21) 開催. (Lau, 86).
1492	ジークブルク商人のアントワープ, デフェンター市場訪問 (Dösseler, 85).
1494	剪毛工の仕上仕事の適否をめぐる係争の最終裁定のケルンへの委託 (QRW, 107).
1497/ 1511	ケルン流通税徴収記録にホップ供給地として登場. (Irsigler [22] 239, 260). ⇒地図(4)参照.
1500	修道院長・修道士団によるケルン市場での不当な流通税・計量手数料徴収への苦情書. (Kuske-II, 808-9) ⇒別表(5)参照.
1505	ケルン魚商ツunft規約: 重要な河魚供給地にジークブルクの地名 (Loesch-II, 532).
1516	陶工ツunft規約. (QRW, 111-118).
1547	毛織物工ツunft規約. (QRW, 125-8).
1556	修道院長・ベルク大公の都市アクチーゼをめぐる協定. (QRW, 138). ⇒別表(3)参照.

表(2) 1359-72年ジークブルクのユダヤ人金融業者の顧客層

項目 no	年	ページ	居住地	職 業	金 額
64	1364	149/50	ジークブルク市民 4 名	肉屋, 鍛冶屋	175m.
67	1368	150	ジークブルク市民 2 名	パン屋, 仕立屋	49m. 6 s.
76	1365	151		鍛冶屋	12m.
77	1364	151		渡舟の船頭	15m.
79	1364	151	Lomar	richter 裁判官	32m.
81	1364	152	Lomar	richter 裁判官	75m.
83	1366	152		伝令官	46m.
85	1368	152		richter 裁判官	400m.
89	1365	153	Mondorf	scholtiss	127m. 6 s.
90	1361	153		宿屋主人	25m.
91	1372	153	Melenkoven	羊飼 い	100m.
92	1359	153		ビール醸造人	80m.
96	1365	153	Zudendorf	粉挽き	22m.
99	1362	154	Menden	騎士	37schild
103	1363	154		scholtiss	60schild
104	1364	154		鍛冶屋	30m.
105	1372	154		宿屋	150m.
109	1365	155	Eigelsdorf	scholitiss	120m.
111	1363	155		pijffer 楽師	20gl.
114	1365	156		scholtiss	54m.
122	1367	156	ジークブルク市民 2 名	仕立屋	15m.
125	1366	156		刃物師	66m.

[典拠] Irsigler [25] 142-57.

中世後期ケルン空間の中心地システムの確立

表(3) 1358～1556年ジークブルクのアクチーゼ条例・罰則簿に見える商品一覧

品 目	1358 アクチーゼ条例	1433 アクチーゼ条例	1470-16c 罰則簿	1556 アクチーゼ条例
葡萄酒	○	○	○	○
葡萄酒小売	○		○ **	
酢	○	○		
ビール（販売）	○	○	○	○
パン（販売）	○	○	○ **	
塩漬肉	○	○		○
穀物		○	○	○
食肉用家畜		○ *	○ **	○
家畜（馬）		○		○
ニシン		○	○	○
魚		○	○	○
バター・チーズ		○		○
獣脂・ベーコン		○	○	○
塩			○	
臓物			○	
羊毛	○	○		○
皮・鞣革樹皮		○	○ **	
靴		○		
木材・建材		○	○	○
木炭・薪		○	○	○
タール		○		
樽		○	○ **	
毛織物取引		○	○ <dorp tuch>	○ ***
毛織物検印		○	○ **	
麻織物・衣服			○	
陶器			○ **	
蠟燭			○	
レンガ				○
石灰				○
石炭				○
葡萄の支柱				○
鉄・船				○
その他	商業荷車	売買商品全て	その他商品	

[典拠] 年代順に, QRW, 63-66, 79-83, 8-22, 138.

(註) * ウェストファーレン・フリースラント産雄牛を含む. ** 関連職種の手工業者対象の項目.

*** イングランド・リンブルク産製品を含む.

表(4) 13~15世紀ケルンに伝来するジークブルク関連の史料一覧

- (1) 1385 2. 14 : Siegburg verspricht den Kölner, die Siegburg besuchen, Schutz an Personen und Sachen und alle Freiheiten in- und ausserhalb des Gerichts, wie diese die Siegburger selbst geniessen. (*Kuske-I*, 15) = (*Lau*, 57-8).
- (2) 1376 7. 23~10. 29 : Stadtrechnung-Ausgabe. (*Knipping-II*, 234, 236, 241, 247).
- (3) 1397 : Verzeichnis von Kölner Gut, das in Geldern und Jülich beschlagnahmt wurde. (*Kuske-I*, 105-6).
- (4) 1397 9. 22 : Der Kölner Rat ersucht Bürgermeister, Schöffen und Rat von Siegburg, Sorge zu tragen dass die den Siegburger Markt besuchenden Kölner Bürger sicher zurückgeleitet werden. (*Ennen-IV*, 595).
- (5) c. 1400 : Johann von Reven, Vogt zu Siegburg, an Köln ; Der Zoll, der in Troisdorf von neuem eingerichtet wurde, und wo man einen Kölner anhielt, liegt nicht in seinem Amt, sondern gehört der Herzogin von Berg. (*Kuske-I*, 135).
- (6) 1403 7. 6 : Befreiung der in Köln sich niederlassenden Siegburger von sofortigen Eintritt in eine Gaffel. (*Stein-I*, 228).
- (7) 1421 9. 23 : Köln an Eberhard von Limburg ; Entgegen den Verträgen mit den Herzog von Berg sind Kölner Bürger, die den Markt zu Siegburg besuchten, in Merten durch Johann von Eitorf auf die Stadt Köln und nicht wegen Properschuld bekümmert worden. Dazu vorzogen die Betroffenen ausdrücklich im Vertrauen darauf, dass Eberhardt von Limburg ihnen selbst bei Feinden der Stadt Geleit verschafft habe, nach Siegburg. Soll die Freigabe der Güter beim Gericht zu Merten verlassen. (*Kuske-I*, 228).
- (8) 1422 9. 29 : Köln an Herzog Adolf IV. von Berg ; Bitten um Rüchzahlung des von den Kölnern zwischen Köln und Siegburg erhobenen Zolles, da sie stets frei davon gewesen sind. (*Kuske-I*, 235).
- (9) 1428 5. 21 : Köln an Vogt in Siegburg ; Die Kölner, die nach Siegburg zu Markt zogen, sind dort Liefmans des Juden wegen unberechtigt bekümmert worden. Der Mann, mit dem er in der Fettwage sich wegen dessen Schulden geeinigt hat, hat seine Termine immer innegehalten und das Geld liegt Liefman zur Verfügung bei Johann van Stralen. Liefman kann aber auch Geleit an den Hauskran bekommen. Bittet um Aufhebung der Arreste. (*Kuske-I*, 255).
- (10) 1438 9. 3 : Köln an Johann Quade ; Soll sich bei Herzog Gerhard von Jülich-Berg wegen Abschaffung neuer Zolle in dessen Land versenden. (*Kuske-I*, 323).
- (11) 1439 1. 22 : Köln an Herzog Gerhard von Jülich-Berg ; Trotz seines Versprechens, das er den städtischen Gesandten in Bensberg gab, wird der Siegburger Zoll von den Kölnern weiter erhoben. Soll das verbieten. (*Kuske-I*, 324-5).
- (12) 1445 : Ratsverordnung betr. den Tuchhandel. (*Loesch-II*, 206-8).
- (13) 1446 3 月 : Köln and Herzog Gerhard von Jülich-Berg ; Der Schultheiss von Siegburg bekümmerte dort Kölner Kaufleute wegen einer Forderung an einen Kölner. Bittet, es zu hindern, da den beiderseitigen Geleitsverträgen widerspricht. (*Kuske-I*, 383).
- (14) 1446 6. 6 : Register der Rentmeister über die Kleidung der städtischen Beamte und Geschutz auf den Toren und Turmen. (*Stein-II*, 319-34), 1468 (*Stein-II*, 437-48).
- (15) 1454 4. 15 : Köln an Siegburg ; Will am zweiten Freitag nach Ostern (5. 3) das übliche Essen abhalten. Bittet, Peter Boilman zum Ankauf von Hechten (snoiche) behilflich zu sein, da diese in Köln augenblicklich nicht zu bekommen sind. (*Kuske-II*, 70).
- (16) 1457 2. 23 : Köln an die Bürgermeister zu Siegburg ; Hermann Kasselman, der mit Gut vom Markt zu Deventer kam und es ohne Verkauf in Köln auf ein anderes Schiff umschlug, hat davon die übliche Umsatzgebühr zahlen sollen und ist daher nicht zu Unrecht vom Akzisemeister um eine Tonne Heringe gepfändet worden. (*Kuske-II*, 92).

- (17) 1459 5. 9 : Wilhelm Spiess von Bullesheim, Abt, Rembold von Plettenberg, Schultheiss, und Hermann Sybelen, Vogt zu Siegburg, an Köln ; Der Siegburger Bürger Johannsson von Köln kann mit Hilfe der Kaufleute, von denen er auf dem Kölner Markt drei Ochsen kaufte, bezeugen, dass das nicht vor der festgesetzten Marktzeit geschah, wie die Marktmeister behaupten. Soll das Vieh freigegeben lassen. (*Kuske-II*, 103).
- (18) 1463 12. 10 : Testament von Eilsuch van Emunt = 都市の公証人. (*Kuske-III*, 240-1)
- (19) 1486 8. 2 : Ein Kölner Eingesessener der peltzer (pellifex) Dietrich van Gelre ist nach Siegburg zu Markt gezogen und zwischen Bödingen und Herchen mit seinem Gut überfallen worden. (*Kuske-III*, 238).
- (20) 1486 10. 18 : Rentenkäufe. (*Kuske-III*, 172).
- (21) 1493 5. 7 : Johann von Nesselrode, Abt zu Siegburg, an seinen Oheim Bertram von Nesselrode, Erbmarschall von Berg ; Beschwert sich, dass Köln, entgegen den Freiheiten der bergischen Untertanen, von dem Siegburger Heinrich zu Starkenberg Zoll für vier Stück Wein fordert, die er in die Stadt einfuhrte. (*Kuske-II*, 662).
- (22) 1500 8. 6 : Johann von Nesselrode, Abt, sowie Prior und Konvent zu Siegburg an Herzog Wilhelm IV von Jülich-Berg ; Ihre Bürger werden entgegen ihren Privilegien in Köln mit Kranengeld und Akzisen beschwert. Soll als Herr und Schirmfürst Änderung verlassen. (*Kuske-II*, 808).
- (23) 1500 8. 6 : Dieselbe an Köln ; Beschweren sich über Krannengeld und Akzisen, die von den Sieburgern gefordert werden. (*Kuske-II*, 808-9)⇒表(5) 参照
- (24) 1505 12. 20 : Zunftbrief der Fischhändler. (*Loesch-II*, 529-36).

表(5) 1285～1505年ケルン・ジークブルク経済関係

	ケルン→ジークブルク	ジークブルク→ケルン
I	§. 1 未加工の牛皮 §. 5 川舟の籠入り商品=雑貨商 §. 6 大青・茜・ミョウバン=染色工 §. 7 雄牛 <1459 (13)> §. 9 塩・バター・油・チーズ・ニシン	§. 1, 2 鞣皮・漂白済の皮 §. 3 ピッチ.他商品=フランクフルトで購入 §. 4 魚 §. 8 麦芽 §.10 穀物=ノイスで購入
II	ニシン (16) 葡萄酒 (21)	陶器 (2) 葡萄酒 (10) 毛織物 (12) 毛皮? =ケルン 毛皮細工師 (19)
	* ジークブルク市場の訪問 (1) (4) (5) (7) (8) (9) (10) (11) (13)	* ケルンの市場訪問 (3) (6) (22) (23)

- (註) 1. I は1500年苦情書の商品。II は、それ以外の史料から看取できる商品ないし市場訪問
2. () は表(4)の史料番号。
3. 1500苦情書の形式は次の通りである。前書「誉れ高き賢明なる市参事会の皆様(ヘル)。我らの市民が、ライン河上にて、またケルン市内にて課された負担について苦情を寄せています。我々は、印章付きの文書によって(流通税)免除を証明できますし、ここに我々がお願いしたいのは、お送りした書きつけを一項目ずつ対照していただき、皆様の(流通税)賦課が、皆様の罰金支払い義務を生ずるものであることを御確認願うことです。それは、以下の通りです」. §. 1 →ケルンのザルツガッセの徴税吏による「未加工・漂白済の牛皮と皮から起重機使用料未払いの罰金を含めて20s.」

表(6) 中世ジークブルクにおける貨幣・金融関係史料の一覧

12-13Jh 前半	ケルンベニヒ貨の流通圏内 (Ennen [12], 145).
1286	ジークブルク修道院のケルン市民への羊毛での債務返済 (Ennen [12], 175).
1291	Hirzenach 分院の経済的困難を理由としたジークブルク、コブレンツ、マインツのユダヤ人とポッバルト、バハラハの金融業者からの債務, 1250-1320年修道院の経済危機を反映したユダヤ、ロンバルト人からの債務 (Wisplinghoff [40], 88-9).
13Jh 末	ジークブルク市場で穀物販売のための最良質の現物地代の指定 (Kagel [50], 91).
1350/73	ジークブルクのユダヤ人金融業者ジーモンの帳簿 (Irsigler [25]) → 表(2) 参照.
1380	ベルク大公のユダヤ、ロンバルト人からの債務の市民転嫁の断念 (QRW, 69).
14Jh 末	都市当局による終身定期金の販売, 定期金率11% (Lau, 74).
1401	都市の債務返済のための貨幣貸付=定期金販売の修道院長による禁止 (UQ-II, 19).
1403	修道院による終身定期金証書交付の公認 (QRW, 76).
1429/30	最古の都市会計記録: 歳入額3579m. 終身定期金債務13055m (10%). 世襲定期金は 9 s. 1 例のみ (Lau, 74-6).
1437~	終身定期金から世襲定期金 (5%) への重心移動 (Lau, 76).
1437/38	都市当局・共同体による修道院長への世襲定期金販売 (UQ-II, 120, 124).
1437/38	都市当局・共同体によるケルン市民への世襲定期金販売 (Lau, 76).
1450	修道院長・修道士団によるケルン市民への世襲定期金販売 (UQ-II, 171-2).
1457	都市当局・共同体によるボンの女子修道院への世襲定期金販売 (UQ-II, 198).
1460	都市当局・共同体によるケルンのカルメル派修道院への世襲定期金販売 (UQ-II, 207-8).
1462	修道院長・修道士団によるケルンのカルメル派修道院への世襲定期金販売 (UQ-II, 211).
1463	ケルン公証人エムントの遺言状: ジークブルクの定期金所有 (Kuske-II, 240).
1468	修道院長・修道士団によるケルン市民への世襲定期金販売 (UQ-II, 226).
1469	修道院長・修道士団によるケルン市民への世襲定期金販売 (UQ-II, 227-8).
c. 1470-16Jh	罰則簿: ケルン貨幣での取引強制. 余所者との現金取引の原則 (QRW, 13-14).
1486	ジークブルク市民の500gl に及ぶケルン終身定期金の購入 (Kuske-III, 172).
1490	都市当局・共同体によるケルン市民への世襲定期金販売 (UQ-II, 280).
1497	修道院長・修道士団とケルンの聖マクシミン修道院の定期金をめぐる抗争 (UQ-II, 302).
1510	修道院長・修道士団によるケルンのカルメル派修道院への世襲定期販売 (UQ-II, 338).
1511	修道院・修道士団によるケルン市民への世襲定期金販売 (UQ-II, 341).
1512	修道院長・修道士団によるケルン市民への世襲定期金販売 (UQ-II, 345-6).
1512	都市当局・共同体によるケルン市民への世襲定期金販売 (UQ-II, 347).